

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成30年12月18日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○吉本議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、6番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上5名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、1点目、買い物弱者への支援について、2点目、ICTを活用した教育について、3点目、災害時の自助・共助・公助について伺います。

まず1点目、買い物弱者への支援についてです。

少子高齢化が急速に進む今日、2025年には団塊の世代の方全てが後期高齢者になります。地域福祉協議会が岩出市にお住まいの高齢者から伺った声を身近な困り事集としてまとめられています。声の一例を挙げますと、車にも自転車にも乗れないので買い物が大変、スーパーに行くにも歩いてでは遠く、タクシーだと近いので運転手に嫌がられてしまう場合もある。車の運転をやめようと思うが、タクシーは高く、買い物や通院のたびに利用できない。不便になるので、車に気をつけて乗っている。近所の人たちと以前より交流がなく、足が弱くなってからは、ますます家の中で過ごすことが多くなった。話し相手がいらないなどなど、載っています。日々の暮らしに欠かせない買い物に不便を感じている高齢者は、大変多くいると思われま

す。

岩出市には、後期高齢者は何人いらっしゃるのでしょうか。

買い物弱者と言われる買い物に困っている高齢者に対し、どのような支援をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 おはようございます。奥田議員ご質問の買い物弱者への支援についての1点目、後期高齢者の人数についてでございますが、平成30年11月30日現在における後期高齢者の人数は、5,281名となっております。

続いて、2点目の買い物弱者への支援についてですが、本市では、買い物弱者を含めた高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保することを目的として、岩出市巡回バスの運行を行っております。運行経路につきましては、市役所を初めとする公共施設やJR岩出駅、スーパーなどの商業施設付近にバス停を設置し、市内の各地域を巡回しております。また、市では65歳以上の方などには無料で巡回バスをご利用いただけるように、あいあいカードの発行を行っております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 人生100年時代と言われ、健康な高齢者はふえています。しかし、一方で体力の低下などにより、家から出ることや、人との交流が減少する高齢者も少なくありません。孤独は万病のもと、生活習慣病以上のリスクがあるとも言われています。

広報いわでの12月号に、健康寿命をのばそうのコーナーで、「+10（プラス・テン）にチャレンジ！」と載っています。プラス・テンというのは、国が今よりも10分多く体を動かすことを提唱したものです。全ての年代において、ここ10年間で、1日あたりに歩く歩数が1,000歩減少している。1,000歩は10分の歩行に相当するので、プラス・テンとなったとのこと。

プラス・テンで体を動かすというのは、ウォーキングなどの運動だけではなく、掃除や買い物、通勤、畑仕事などの日常生活を含みます。このことから、高齢者にとっては、買い物に困っているからといって、誰かに買い物をしてくてもらうのではなく、店内を歩き、自分で買い物をすることが健康増進につながり、介護予防にもつながると考えられます。

山形県天童市では、ことしの10月から全国初の試みとして、買い物に行きにくい高齢者の支援を市と介護事業者、スーパーなどの商業施設が連携して送迎、高齢者自身が店内を歩き、買い物をしてもらうことで、健康増進や認知症の予防をする事業を行っているということです。これは買い物支援だけでなく、ショッピングを利用したりハビリにもなります。利用者は、30分の買い物で、歩数計は1,117歩を示

し、最近、こんなに歩いたことはない、ストレスも発散できて楽しいと話しているということです。

岩出市でも介護施設を利用している高齢者は、既にこのようなサービスを受けていると思われませんが、自宅でひとり住まいとか、子供と住んでいても仕事で帰るのが遅いなどの理由で、高齢者が閉じこもるようなことがないように、市が介護事業者や商業施設と連携し、買い物支援につなげてはいかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えをいたします。

現在、市では高齢者の閉じこもり予防としまして、生活支援サービス体制整備事業において、それぞれの地域で高齢者の交流の場となっている活動の場について把握できたものを交流マップとして市ウェブサイトに掲載しており、今年度中に冊子版の作成を予定しております。

この交流マップには誰でも気軽に参加できるサロンや体操、学習会などを掲載しており、高齢者の方が地域で活動していただくためのツールとして提供することとしています。

また、市では介護予防のための健康体操である岩出げんき体操を推進しているところです。岩出げんき体操は、高齢者の方が自宅から歩いていける場所に集まって運動するものであり、岩出げんき体操に取り組む団体を支援する応援講座を実施しております。

これら交流の場に興味を持っていただき、参加していただくことで高齢者同士の交流が深まり、生きがいと楽しみを持った生活を送ることができ、閉じこもり予防あるいは介護予防につながると考えております。

奥田議員ご提案の買い物支援につきましては、全国初の試みということであり、実施している自治体、山形県天童市の状況について、まず情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、ICTを活用した教育について伺います。

国では21世紀にふさわしい学校教育の実現として、ICT教育環境の充実を推進しています。本市議会厚生文教常任委員会では、本年5月に、ICT教育の先進地域である広島県竹原市を視察させていただきました。竹原市情報課教育推進事業の実施計画では、平成24年度から25年度を導入期、平成26年度から29年度を充実期、平成30年度から31年度を発展期として、段階的にICT環境、教員のICT活用能力、校務支援システムの調整を図っています。

視察で訪れた竹原市立中通小学校では、平成21年度から電子黒板の活用、研究をスタートし、既に10年目になるということで、タブレット端末の活用は6年目ということです。現在は、全学級に天使黒板が整備され、実物投影器とインターネットにも全て接続されています。無線LANは4台、タブレット端末は29台配置されています。

ICTを活用した授業の見学もさせていただきました。タブレットと電子黒板を活用した国語科の授業では、共同的な学びを通して、読解力、表現力の育成を目指していました。体育では、録画した自分の姿を見ることにより、映像で分析し、修正点を確認することができます。平成28年度からは、3学期からプログラミング教育を開始しているということです。

岩出市の教育現場におけるICT環境の現状についてお伺いします。

また、ICTを活用した教育についての考えをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 奥田議員のICTを活用した教育について、お答えいたします。

1点目のICT環境の現状につきましては、現在、岩出市の各小中学校には、パソコン教室と電子黒板各1台、教員用パソコン100%の配置などを行っています。

2点目のICTを活用した教育についての考えについてですが、新学習指導要領では、情報活用能力の育成が重要事項として位置づけられました。これを受けて、ICTなどを活用して情報活用能力の向上を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、岩出市教育情報化推進計画を策定し、ICTを活用した教育の充実に向け、計画的に実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今、各学校に1台、電子黒板が配置されているとお伺いいたしましたが、どのような使われ方をしているのか、お聞きいたします。

それから、ICTを活用することでどのような教育効果を目指しているのかについて、教えてください。また、今後、ICT教育環境を充実するための計画について伺います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の再質問の1点目、電子黒板を活用した授業の取り組みということでお答えさせていただきます。

具体的には、文部科学省から配布されたデジタル教材を電子黒板に映し出し、子供たちによく見せたい部分の拡大や、強調したい箇所を焦点化させたり、画面を見ながら質問をして答えさせたりといったことをしてございます。

また、デジタル教材には音声も入っていることから、デモンストレーションや確認の場面で音声を繰り返し再生することで、全ての学校において、一律に外国語の授業を行っております。

電子黒板は、通常の黒板と同じように、書き込みなどの操作ができることから、映し出した資料の上に、例えば、円を描いたり、線をつないだりとか、こういったこと、いろいろな使い方ができております。

それから、2点目、教育の効果ということですが、コンピュータが身近になった現在におきまして、子供たちがその仕組みを知り、活用できることが大切になってきます。授業における効果という面では、教科書やノートを実物、投影機を使って大型の提示装置に大きく映すことで、子供たちの顔が上がって、意欲的に、また集中して授業に向き合うことができます。また、視覚的に捉えやすく、思考が可視化することで、自分や他者の思いがより明確になるなど、わかる授業の手段の1つとして活用が求められております。

さらに、教員の日々の教材研究や準備においても、例えば、資料を拡大印刷して黒板に掲示している今の状況から、大型掲示装置に拡大掲示することで、資料作成の時間や費用が削減できるとともに、作成資料をほかの教員と共有することで、よりよい授業づくりにつながる。子供たちの学力の定着につながるものと考えてございます。

3点目、今後の計画ということですが、情報教育推進計画というのを今年度

策定いたしました。これ3年計画ということになってございますが、来年度から3年計画で、こういった設備を集中して設置してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 災害時の自助・共助・公助について伺います。

これまで岩出市は、比較的、災害の少ない暮らしやすいまちと感じていましたが、ことし9月に発生した台風21号では、住民のほとんどが大なり小なり被害を受けました。間もなく新年を迎えようというこの時期になっても、いまだにまちのあちこちにブルーシートで応急処置をしている家屋が見受けられます。

台風21号のときは、長時間の停電で困っている方が多くいらっしゃいました。私も気になる高齢の方を訪問したところ、屋根瓦が飛び、雨漏りが激しく、頼みの夫は入院中、ご本人は少し目と足が不自由なため、停電の自宅で夜を過ごすのは危険と感じ、最寄りの公民館に避難する準備をしているところでした。タイミングよく暗くなる前に避難所までお送りすることができ、安心しました。

避難所で、夜中、ひとりぼっちだったら不安と言っておられましたが、数人の方が避難してこられたのでよかったと伺いました。また、市の女性職員が、その避難所にいてくれたので大変心強かったと話されていました。

少人数の場合は、避難所の生活にも混乱なく行えますが、大人数の方が避難する場合、例えば、総合体育館や小中学校の場合は、避難所運営マニュアルに基づき運営することになると思いますが、国が示す運営マニュアルは、東日本大震災を受けて、要配慮者支援等の内容が見直され、平成25年に改定されました。

また、熊本地震での教訓を踏まえて、平成29年3月にも改定されています。さらに、要配慮者への支援及び食物アレルギー対策を充実させるため、平成30年4月にも改定されています。

1点目として、市の避難所運営マニュアルもこれらの改定が反映されているのか、お聞きいたします。

次に、避難所では行政に任せ、頼るだけでなく、住民が主体となって運営をする、また助け合う共助が必要です。避難所が混乱せず運営されるためには、避難所運営リーダーの存在が欠かせないと思います。避難所運営の訓練や講義など、リーダー

養成の現状とリーダーとして避難所運営に携われる人数をお聞かせください。

次に、岩出市は南海トラフ巨大地震が行った場合、津波の浸水想定には入っていませんが、地震については震度6強、建物1万9,000棟のうち600棟が全壊、2,300棟が半壊と想定されています。

市民が自分自身で身を守る自助については、保存版岩出市防災マニュアルやハザードマップ、またウェブサイトでも啓発されていますが、日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の3番目、災害時の自助・共助・公助について、お答えいたします。

1点目の避難所運営マニュアルについてですが、地震、津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に備えて、要配慮者への対応や避難状況に応じたプライバシーの確保、男女のニーズへの違いへの配慮など、避難所環境の向上に資するため、平成25年3月に策定し、平成30年6月に改定を行い、現在、市のウェブサイトにおいて公開しております。

2点目の避難所運営リーダー養成の現状と人数についてですが、大規模災害時の避難所運営を円滑に行えるよう、運営主体となる自主防災組織の代表者など、地域における防災リーダーを対象に、和歌山県が主体となり講座を実施しております。

講座内容としましては、避難所運営に係る講義を初め避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所運営ゲームなどを行っております。平成28年10月9日に総合保健福祉センターにて28名、本年12月15日に岩出市役所にて15名、延べ43名の参加をいただいております。

3点目の日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてですが、市内各小学校などで実施している地域防災訓練や各地域での個別の訓練などの実施支援を行っております。また、岩出市防災マニュアル、ハザードマップを平成27年3月に作成し、広報とともに全戸配布を行ったほか、新転入世帯へ配布しております。なお、本年度、内容を更新の上、新たに作成を進めており、改めて全世帯に配布する予定です。

そのほか災害発生時の被害を未然に防ぐため、家具固定・転倒防止策及び危険ブロック塀等撤去改善事業補助などを実施しております。

また、各小中学校及び保育所等を対象とした防災訓練、中学生を対象とした防災

ジュニアリーダーの育成など、若年層への防災意識の向上も図っております。

市としましては、今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、機会あるごとに啓発、情報提供し、防災意識の高揚、普及を行ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ことしの台風21号のときは、瓦れきや飛んできた農業ハウスのビニールやトタン、カーポートの屋根など、災害廃棄物の置き場が決まっていなかったため、ある自治会では、とりあえず自治会内の公園に集め、自治会長がクリーンセンターに運べるものは運んでいました。しかし、大半の市民は、どこに置き、誰が運ぶのか、どう処理するのか、わからなかったため大変戸惑っていました。

巨大地震ほどの規模でなくても、災害廃棄物が出るような災害が起こった場合の対策についてお聞かせください。

先ほど自助については、防災意識の高揚、普及ということで、地域防災訓練や家具固定・転倒防止策や危険ブロック塀の撤去、防災ジュニアリーダーの育成等で啓発、情報提供されているとお聞きいたしました。

ここに「東京くらし防災」という本があるんですけども、これは、わたしの「いつも」がいのちを救うというサブタイトルのついた冊子です。これは東京都が女性の防災への参画を促すとともに、一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的に、女性の視点から防災ブックを作成し、都民に配布しているものです。

私も、これ参考のために取り寄せて読んでみました。親しみやすいイラストやキャラクターを活用し、生活のシーンごとに、暮らしの中でできる防災対策を紹介しており、大変わかりやすく、また実践しやすいと感じました。前書きには、防災で一番大切なこと、それは命を守ることです。東京に大地震が来る。その日に備えて何か行動を起こしていますかとのアンケートにも見られるように、具体的な方法がわからないという理由で、災害の対策をしていない人もいるのではないのでしょうか。そんな人に防災を始めてほしくて、「東京くらし防災」は生まれました。

この本で伝えたいのは、いつもの暮らしの中でできる防災です。毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりますとあります。岩出市でも、この本を参考に、日々の暮らしの中でできる防災を市民に情報提供してはいかがでしょうか。

それから、もう1点、この「東京くらし防災」の中に液体ミルクのことが書いてあります。東日本大震災や熊本地震のとき、フィンランドから救援物資として乳児

用液体ミルクが届けられ、話題になりました。液体ミルクとは、成分が母乳に近く、乳児に必要なビタミンやたんぱく質といった栄養素を加えた液体状の乳製品です。常温保存が可能で、粉ミルクのようにお湯を用意する必要がないことから、災害時には重宝いたします。また、母乳で育てているから粉ミルクも液体ミルクもなくて大丈夫と思っているお母さんでも、災害時のストレスで母乳が出なくなることも考えられます。

2009年には、日本乳業協会が液体ミルクの販売解禁に向け、規格基準の設定を厚労省に要望したほか、市民団体から販売解禁を求める声が上がっていました。その後、安全性や必要な栄養分が確認され、ことし8月には乳児用液体ミルクが解禁になりました。国内での製造や販売が可能になりました。今後、国内で製造販売が行われるようになると思いますが、市では災害時の備蓄品として取り入れる考えについて伺います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問のうち災害により発生した廃棄物の関係について、お答えをいたします。

先般の台風21号では、暴風による被害で屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散し、市内各地でさまざまな廃棄物が発生し、処理方法についても多くの市民から問い合わせがございました。中でも通常は、市では処理できない瓦れき類に対する問い合わせが多く、適正処理困難廃棄物回収の機会をご案内いたしました。

現在は、当時の対応を検証するとともに、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況など、さまざまなケースを想定し、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討しております。

また、市ウェブサイトの内容を拡充する等、市民の周知についてもより一層努めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問のうち東京都が発行している「東京くらし防災」があるが、岩出市においても、この本を参考に、暮らしの中でできる防災を市民に伝えてはどうか。液体ミルクを備蓄品として取り入れる考えはという2点について、お答えいたします。

まず1点目、「東京くらし防災」は、日常の暮らしの中でできる防災、毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりま

すとし、日常生活でできる防災がいろいろ紹介されており、大変参考になるものです。本市においても、このような冊子等を参考にしながら、広報紙やウェブサイトで市民の皆様にお伝えできるよう研究してまいります。

また、液体ミルクについては、本年8月8日に製造、販売が解禁になったところであり、粉ミルクのような調乳の必要がなく、使いやすいという利点がありますが、解禁になって間もないことから、今後研究してまいりたいと考えます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告2番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

まず最初に、平成31年度一般会計予算について質問をしたいと思います。

現在、国においては、安倍首相のもとで、本来は国民生活向上の施策推進、命と暮らしを守るべき政治が求められていながら、自衛隊員の命を危険にさらす憲法改悪や沖縄県民の意思を踏みにじる行為を初め、入管法、漁業法、水道法など、まともな審議なしで国会運営自体を強行採決するなど暴挙を重ねています。

来年には、消費税を10%に引き上げ、インボイス制度の導入で、ますます国民生活を苦しめる。こういう対応も行おうとしてきています。

後期医療制度では、保険料軽減措置において、年収80万から168万円以下の方に負担増となる方針も打ち出されてきています。その根本には、アメリカ追随の姿勢や大企業奉仕のための財源づくりの政治が根底にあります。

このような中で、国の悪政に対して、岩出市民の生活を守る政治が平成31年度には求められてきています。今、来年度予算編成時を迎えていますが、中芝市政において、平成31年度においてどのような予算を組んでいくのか。以下7つの点から市長にお聞きをいたします。

まず1点目として、市民生活改善にはどのような改善対策をとろうとしているのか。

2点目として、消費税率が10%に引き上げられた場合、予算編成面でどのような影響を与えると認識しているのか。また、インボイス方式によって、中小零細業者など、市民生活でどのような影響が出ると捉えているのか、お聞きをしたいと思います。

ます。

3点目として、予算編成方針では、徹底した歳出削減に取り組むと、施政方針の第1点目に書かれています。この点では市民サービスの後退につながるのではないか。どのような面を削減するつもりなのか、お聞きをします。

以下4点目として、平成32年度までの第2次長期計画満了まであと2年となりましたが、残された課題は何か。また、平成31年度でどのような事業を行う予定なのかをお聞きをします。

5点目として、市政懇談会でも、高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されていますが、住民の移動手段の実態や、どのような改善が求められているのかを調査するアンケートの実施や、公共交通に対する改善策の調査、研究を行うことが求められていると考えますが、市の考えをお聞きをします。

6点目として、消防委員会において、災害対策面では、今後はブルーシートの無料配布を行っていきたいということが言われましたが、災害対策や防災対策面ではどういった充実策を展開していく考えを持っているのか、改善面をお聞きをします。

7点目に、職員体制面では、今年度において途中退職、死亡等で人員減があっても職員の補充対応がされない実態もあります。そうでなくても職員が年休すらとりにくい状況がある中で、職員体制の充実こそ市民サービス向上につながると考えますが、今後の体制面はどのように進めていくのかをお聞きをします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えをいたします。

平成31年度については、第2次岩出市長期総合計画期間満了が翌年に迫っていることから、まちづくりの大綱に掲げる各施策を着実に進めるとともに、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題に対応していく必要がございます。特に人口減少に対する取り組みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、人口対策につながる事業を重点かつ優先的に取り組んでいるところでございます。

このような中、平成31年度予算編成においては、消費税引き上げや諸施策も含めた国の動向は、依然として不透明となっております。そのため平成31年度の財政運

営の軸を引き続き健全財政の堅持とし、経常経費の削減及び自主財源の確保に努めながら、今後の社会経済情勢の変化におくれることなく、市民サービスを効率的・効果的に提供できるよう予算編成方針を打ち出し、現在、編成を進めているところでございます。

詳細な内容は、担当部長から答弁いたします。

また、平成31年度当初予算は、次回の定例会に上程いたしますので、その際はご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えいたします。

1点目の市民生活向上に向けた改善施策について、お答えします。

現在、予算の編成を進めている段階であるため未定であります。さきに市長が答弁をされましたとおり、予算編成方針において、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題への対応に取り組むこととし、編成作業を進めているところでございます。

次に、2点目の消費税が引き上げられた場合における予算編成面での影響について、お答えいたします。

現時点では、消費税引き上げに伴う国の社会保障制度の改正及びインボイス方式の対応内容が不透明であります。保育料の無償化など、市の施策、予算に与える影響は大きいと考えております。また、国の制度改正のほか、歳入では、市の使用料、手数料への増税分の転嫁が必要となること、歳出では、支出に係る消費税分の増加などの影響があると考えております。消費増税に対応する歳出予算編成にしましては、可能な限り前倒しで執行する、想定をするなどの対策を行っております。

なお、このように消費税の引き上げを初めとした国・県の動向は、予算編成に影響を来すため、十分な情報収集に努めているところでございますが、方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

次に、3点目の徹底した歳出削減に取り組むと打ち出しているが、市民サービスの後退につながるのではないかについて、お答えいたします。

議員ご質問のとおり、基本方針の1点目で、歳入財源の確保及び歳出経費の削減を打ち出しておりますが、これは財政運営の軸である健全財政の堅持に向けた取り組みの1つであり、市民サービスの低下を来さないことを基本方針の前提としていることから、後退につながるような削減になるとは考えておりません。

次に、増田議員ご質問の5点目、市政懇談会でも高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されている。移動手段の実態やどのような改善が求められているかを調査するアンケートの実施や公共交通改善策を研究実施すべきということについてでございますが、岩出市では、市内を運行する巡回バスや市域を超える紀の川コミュニティバス、大阪方面路線バスを運行し、利便性の向上に努めているところでございます。

特に、高齢者等交通弱者の日常の移動手段である巡回バスに関しましては、平成26年度に巡回バスに関するアンケート調査を実施し、バスの利用状況や要望事項の把握を行っております。また、平成28年度には、巡回コースの一部ルートの見直しや停留所の増設、ダイヤ改正を実施いたしました。

市といたしましては、現在のところ、実態調査等に関するアンケートを実施する考えはございませんが、今後も利用状況等を注視し、より利便性の高い運行を実現するため、岩出市地域公共交通協議会において、引き続き研究を行ってまいります。

次に、6点目のご質問の災害対策面では、消防委員会で、今後はブルーシートの無料配布を行っていききたいとされたが、災害や防災対策面でどう充実させる施策をとるのかということについてでございます。

平成30年10月16日に開催いたしました消防委員会において、ブルーシート備蓄等の検討は必要である旨をお答えしております。また、災害防災対策面につきましては、多発する風水害や近い将来発生するとされている大規模地震に備え、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立、市民の防災意識のさらなる高揚に向け、自主防災組織の結成及び育成を推進するほか、地域防災訓練の実施、家具転倒防止金具取付事業、危険ブロック塀等撤去改善補助事業、防災行政無線のデジタル化など、積極的に事業を進めてまいります。

次に、ご質問の7点目、職員体制面についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、職員体制の充実が市民サービスの向上につながるというふうに考えますが、職員を動員すること以外でも、職員体制の充実はできると考えております。職員個々の資質の向上、組織の見直しのほか、組織の垣根を越えての助け合いなどにより、その充実を図っているところであり、今後も努めてまいります。

なお、年度途中の退職などにより欠員が生じた場合は、職務内容や業務量を考慮し、必要に応じて補充を行ってございます。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員のご質問の4点目についてお答えいたします。

予算編成方針の基本方針にありますように、事業の実施に当たり、各事業ともに目的、目標の達成が目指すべき事業の方向性となり、第2次岩出市長期総合計画の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けた取り組みとなります。

第2次岩出市長期総合計画については、4つのまちづくり大綱に掲げる各諸施策に対し、事業の進捗管理、目標達成に向けたPDCAの取り組み等について、毎年、四半期ごとの実施計画ヒアリングを行っているところです。

現在、主な取り組みとして、住んでよかったと思えるまちづくりについては、都市基盤整備となる下水道の普及促進や交通渋滞対策への道路整備、根来を中心とした観光振興、安全で安心して暮らせるまちづくりについては、防災訓練、自主防災組織の結成による地域防災活動の推進、浸水対策等のハード整備を含めた防災まちづくり、笑顔あふれるまちづくりについては、児童生徒の学力向上につながる教育環境の整備、生きがいづくり対策として、生涯教育やスポーツ環境の充実、文化活動の推進及び文化資源の保護等によるふるさとづくり、元気で健康なまちづくりとして、社会保障制度による保健・医療の充実、健康づくりの推進となる健康診断、講座・教室の実施、子育て支援対策として、保育所、包括支援センター等の充実、高齢者を支える介護保険事業の充実など、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

これら事業を総合的にバランスよく、健全財政を堅持し、将来的な展望を持ち、行政を進めていくことが最大の課題と考えておりますので、引き続き住民サービスの向上を念頭に、各諸施策の推進に努めてまいります。

市長公室では、平成33年度の計画策定に当たり、平成31年度では第2次長期総合計画の総括と住民意識調査を実施するなど、次期計画策定の基礎資料の準備を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 予算面、この面においては、先ほども言いましたけれども、消費税の増税、これが大きな影響を与えるわけでありまして。この点では、今、既にかつらぎ町なんかでは、与える影響、これがどれぐらいになるのかということなんか、もう既に計算がされています。かつらぎ町では、平成29年度の決算ベースで計算して、1億1,000万円が実質負担増というふうになるんだということが明らかになってき

ています。

岩出市では、10%になった場合、負担増はどれぐらいになると見込んでいるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

2点目には、市民生活、この市民生活面では、小売業、サービス業などにおいてインボイス制度の影響が出ると言われています。岩出市では、現時点で1,100件余りの事業所のうち、卸売・小売業で406件、宿泊・飲食サービス業で205件という状況であります。実際にこの中で影響を受ける対象業者はどれぐらいあると認識をしているのか。また、対象となる事業所に対して、インボイス制度の中身や対応面について説明会を初めとした、市として、今回のこの消費税増税に対しての対応、どのような対応を行うのか、お聞きをしたいと思います。

交通体系面、この部分については、先ほど協議会で研究するんだと。26年度でアンケートをとっているんだというようなお答えなんかもありました。私は、しっかり市として、こういう今の岩出市内の交通弱者に対する調査ですね、実態、これ本当に真剣に、今、岩出市として把握をする、こういうことが今本当に求められていると思うんです。そういうことがないからこそ、市政懇談会なんかでも、あちこちから交通体系の改善求める声、これ上がってくると思うんです。

私は、そういう点では市として改善策に取り組む姿勢がないのではないのかと。また、非常に弱いというふうに言わざるを得ないと思うんです。市として、それでは、今の岩出市内の住民の移動手段の実態、これについてはどこでどのような困難があるのか、またどのような実態になっているのか、市としてどのような認識を持っているのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

職員の体制面では、先ほどでは補充面、こういう面については、必要に応じて行っているんだという点言われました。この点では、じゃあ、どのような場合に職員が欠員となった場合に必要とする状況になるのか、どういった場合に補充がされるのかという点、これをお聞きしたいと思います。

また、本来は市職員自身が、やっぱり市民生活を改善をしていく。そのためには、いろんな調査や研究、視察、こういうものなんかも私は必要だと本当に思うんですね。だから、そういう点でいうと、例えば、視察という部分なんかも含めて、全国的にこれを視野に入れていく。そのためには、1泊2日ぐらいのそういう職員の研修というんですか、視察研修、こういう部分なんかも取り組んでいく必要が本当にあると思うんですね。そういう部分については、市として現実に1泊2日というような、例えば、全国的な、とてもやないけども1泊でなければ研修できないという

ようなどころに行っている実態があるのかどうか、この点もお聞きをしたいと思えます。

以上の点について、再度質問をさせていただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目です。この消費税の10%増税に関しての岩出市での負担増はどのくらいを見込んでいるのかということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたが、今現在、さまざまな制度が打ち出されている中で、情報収集を行っているところでもありますので、現時点で負担増は幾らというふうな試算は行えておりません。当然、予算編成の際には、そういったことも含めて提出をするということになると思えますが、現時点ではそこまで押さえられておりません。

次に、3点目の交通体制の面で、移動手段の実態の認識ということでございますが、これにつきましても、先ほど申しました協議会での路線バスについては、運用等の検討を毎年行っているところです。確かに一定数の移動困難な方というのはおられると思えますので、そこはバス運行事業等を充実させることによって、できるだけ支援をできるようにというふうを考えてございます。

4点目の職員の補充面で、どういった場合にするのかということでございます。基本的には、職員の採用計画を立てて、毎年度、職員採用、募集を行っております。年度途中で、当初からは予定がなかった中途退職とか、そういうのがあった場合は、試験等で行っている任用の登録の中から補充をして、採用するというふうな形で対応しておりますが、年度途中で退職者の対応については、その実態に応じて、難しい面もございまして、そういった形での補充をしております。

それと、視察を含めて、1泊2日の研修も行ってはどうかということでございますが、研修につきましては、総務課のほうで職員に対する種々の研修を行うとともに、職員が自発的に業務に係る資格を取りに行く場合は、資格取得の補助制度等も行っておりますので、そういった対応というところでございます。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

対象業者につきましては、消費税免税業者等が影響を受けると考えますが、市ではこの数を仕入れてございません。また、統計でも公表していないため、事業者については不明でございます。

それと、説明会の実施についてなんですけども、平成30年11月22日に、岩出市市民総合体育館において、粉河税務署による消費税軽減税率制度説明会を実施してございます。また、商工会におきましても、平成31年1月21日に、粉河税務署による消費税軽減税率制度セミナーを実施予定と聞いてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 消費税の岩出市の予算における影響額、これについてはまだ時間がかかるということでした。それでは、いつになったら、時期ですね、時期としてはいつごろになればその影響額というのがわかるようになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、インボイス関係の部分の説明だって、今、粉河の税務署なんかで、商工会なんかでも行っているんだということを言われました。そういう点では、例えば、そういうことが行われた場合、岩出のホームページ、そういうところなんかでのお知らせというようなことなんかは対応されてきたんでしょうか。この点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、交通体系ですね。特にお年寄りなんかの市内を移動する不便さ、こういう部分については、本当に、今、岩出市としても検討していかないけないというような時期に本当に来ているんじゃないかというふうに思うんです。

平成26年度にアンケートをとったんだということなんですけれども、じゃあ、そのアンケートの中で見えてきたことは何なのか。その協議会の中でどのような議論がされて、そして、今後の必要な施策、これはどういうものが要るようになるんだというようなことなんかは議論をされてきたんでしょうか。その点、今後の岩出市として、本当に住民の移動手段の解決策、これはやっぱり取り組んでいく。

そのためには、やっぱり本当の意味での市民の実態をわかるような形のアンケートというのが、私はやっぱり必要だと思うんです。時間的な部分で、何時から何時のときに利用したんだとか、場所はここからここまで移動したいんだというような地域別とか、年齢別とか、もっと細かいような、そういう部分を含めたアンケートなんかも、私は本当に検討したらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう点での実態調査ということは、今後もされないのか。

もしするんであれば、いつごろ、今後も一切しないというんでは私はないと思うんです。必要に迫られる時期が私は絶対あると思うんです。そういう点では、そういう実態アンケートについての、改めて市全体を見渡したそういうアンケートと

いうのは行われぬのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、職員の面なんですが、先ほど1泊2日の部分で聞いたんですけどね。私聞いたのは、要するに職員がいろんな新しい事業をいろんな自治体でやっている。そういうところを県の視察に行つて、見学にしにいつて、うちの岩出市でもこういう事業はやっぱり取り入れる必要があるんじゃないかという部分の中での調査や研究のための派遣というんですか、そういうことなんです。だから、岩出の庁舎の中で受けるいろんな研修というんじゃないしに、現地まで出向いていろんな事業を展開しているものを学んでくるということなんかは、岩出市で実際に本当にそういうことなにかがされているのか。今の職員体制の中では、現実的には、やっぱりそういうことなにかも無理ではないかのかというふうに、私は人員体制の中では無理じゃないかなというふうには思うところもあるんです。

だから、そういう点では、実際に年休もまともにとれないというような状況もある中で、そういうことなにかについては、市として人員体制の充実という面でも要るんじゃないかというふうに思うんです。

それと、もう1点は、先ほど、新しい職員の採用ということなにかも一部触れられたんですが、来年度、岩出市として、やはりそういう貴重な人材というんですか、そういういろんな各種技能の資格を持ったそういう職員を初めとして、本当の今の時代にマッチした斬新な、新しい発想を持ったそういう職員をやっぱり採用していくということが、私は求められていると思うんです。

そういう点では、今年度、どのような人材を採用した、そういう採用の中身という部分については、どういう方を採用したのかという点、これもお聞きをしたいと思います。

それと、もう一つは、職員みずからが、やっぱり資質の向上、今も言ったように、新しい発想とか、斬新な発想を持てるような資格取得という点も含めた今の既存の、今おられる職員さんが資格を取っていくというための対応面、これについては、来年度どういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

まず1点目、いつになったら消費税の影響額がわかるのかというご質問についてでございますが、これにつきましては、最初の答弁でお答えいたしましたが、消費税の影響については、今現在わかるもの、それと情報収集をしているもの、それと

情報収集ができないというか、まだ制度自体が未定なものというふうな3つに分かれると思います。

それで、影響額の確定については、平成31年度の予算案を出した時点で、その時点での影響額は幾らかということの計算はできていると思います。しかしながら、いろいろ制度面の改正等がございますので、当初のお答えでも出しましたが、補正等の必要も出てくるというふうに今現在では考えております。したがって、影響額は、平成31年度の予算編成時には、その時点での計算した影響額というのをお示しできるのかなというふうに思います。

それと、交通体系の点でございますが、これについては、アンケート調査でいろいろ不便があるというふうなことを出されている点について、改正を行えるものは改正を行ったということでございます。実態調査につきましては、将来、全くしないのかということではございませんが、現時点では、それについては未定でございます。

それと、来年度、岩出市としての資格取得の話ですけれども、これ、先ほどもお答えいたしました、職員の中で公務に関係する資格を取得したいということがありましたら、その試験なりを受ける際の助成というのを今までも行っております。これからもそういったチャレンジするというふうなことでございましたら、それについての支援は引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問の中で、1泊2日で職員の研修をして、新しい事業等視察してはどうかということでございますが、1泊2日というよりは、岩出市としましては、今、和歌山県または大阪府と人事交流を行っております。その中で、いろいろ教えていただいたり、または学んでくるということが大切かと考えてございますので、今後もそういう人事交流を主に行っていきたいと考えてございます。

あと、採用の職種につきましては、技師、保健師等、あと、保育士、社会福祉士も含む資格職等をまた今後必要とあれば雇っていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、総務部次長がご答弁させていただきました資格取得者の採用についてでございます。平成31年度では、お答えしたとおり、一般職、保健師、保育士、社会

福祉士、技師の採用を予定しているところでございます。

今回の募集に当たって応募した人数が大変少のうございます。どこの市町村あるいは民間企業におきましても、資格職の採用というのは非常に需要があるという状況でありますので、引き続きこの職種の確保のため、募集内容等、調査研究をしてまいりたいと思います。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再々質問について、お答えいたします。

消費税に関する説明会等、広報はということでございますけども、そのことにつきまして、年末調整説明会のときに、同時に消費税の軽減税率の説明会を行っております。これにつきましては、広報させていただいております、広報紙にて。

以上でございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

増田浩二議員、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、教育委員会事務事業評価について、4つの点で質問をします。

1点目として、ことし10月に平成29年度事務事業についての評価報告書が出されています。評価委員会から指摘をされた点について、当局としてどのような認識を持ったのかという点、また、指摘や改善をされた点については、平成31年度においてどう反映をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

2点目としては、自己評価という点では、C評価が4つ、あとは全てB評価となっています。基本的には、本来、A評価というのを目指して職員が取り組んでやっているというふうに思うんですが、他の市なんかと比べて、少ない職員体制面が、各種の事業を進めていく点で調査や研究、事業における改善策、こういうものに取り組む点で影響はしていないのかと、当局の見解をお聞きしたいと思います。

3点目に、各事業において積極的な予算をとって、いろんな斬新なアイデアを取り入れて、事業展開をすることによって、市民の皆さんからも学校教育、また社会

教育面でこれはいいんじゃないかというような点、また、市職員自身が市民サービスの向上が図れたと。職員自身が言える評価なるのではないのでしょうか。ほとんどの事業が継続が必要という認識に立っているわけなんです、今後、こうした部分の中で、職員の皆さん自身がA評価にしていく、こういうふうにしていく手だてについては、どのように進めようとしているのか、お聞きをしたいと思うんです。

4点目に、小中学校教材、教具等整備事業、要するに学校における教材整備計画面、これにおいては、国において、毎年、800億円の地方財政措置が講じられてきています。この教材整備指針に基づく教材整備面では、この制度、これができて以来、年次的にどれぐらい活用を行ってきたのか、この点をお聞きしたいと思います。要するに、これまでの実績ですね、これについてお聞きしたいと思います。

また、今後も岩出市として、積極的にこのような制度なんかには活用すべきと考えるわけなんです、当局の対応、また見解についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の教育委員会事務事業評価についてのご質問に、一括してお答えいたします。

1点目、改善点をどう反映させていくのかにつきましては、教育総務課では、児童生徒の安全で安心した学校生活のための教育環境の整備、コミュニティスクールの導入など、家庭、地域と連携した学校づくり、また、次期学習指導要領への対応といった項目が指摘されてございます。

施設整備については、学校施設、社会教育施設とも、これまでも計画的に実施しているところですが、空調設備につきましては、国の冷房設備対応臨時特例交付金を活用して、早期完成を進めてまいります。

コミュニティスクールにつきましては、平成31年度において全小中学校に設置する方針でございます。

また、新学習指導要領への対応としましては、教育情報化推進計画に基づき、計画的に実施してまいります。

生涯学習課では、各種イベントに参加する多くの年代の声を聞き、生かす、それからコミュニティスクール導入による地域との連携といった項目が指摘されてございます。

公民館事業では、各教室でのアンケート調査の実施、文化祭や市民運動会等については、文化協会やスポーツ推進委員会等の関係団体との連携を密にしていくとと

もに、参加者の増を目指した取り組みを進めてまいります。

岩出図書館及び民俗資料館では、小中学校との連携した取り組み、広報活動の充実などについて指摘されており、図書館につきましては、学校司書の派遣、ブビリオバトルの充実を図るとともに、うちどくノートのさらなる活用に向けた啓発活動を推進してまいります。

また、民俗資料館につきましては、根来寺周辺地域にある施設等による文化文教ゾーン連絡協議会の一員として、根来寺や他の施設との連携を深め、広報活動の充実と学習展示会等の充実に努めてまいります。

次に、2点目、3点目ですが、議員ご指摘のとおり、職員は最大の事業効果が得られるよう各事業に取り組んでいるところですが、自己評価ではC評価が4つ、その他は全てB評価となっております。

この事務事業評価報告書については、より客観的なものとなるよう工夫が必要との指摘をいただいております。現在の評価書の様式では、事業目的や事業概要はわかりますが、評価の対象となる数値、指標的なものがなく、PDCAサイクルでいいますと、プランの部分が不明瞭であることから、感覚的な評価になっている部分があるように思います。

B評価が多いのは、職員体制面の影響ではなく、様式の問題もあると考えておりますので、平成30年度の事業評価では様式を変更するよう検討しているところでございます。

4点目の教材整備等の地方財政措置の活用につきましては、学習指導要領の改訂に合わせて、文部科学省が各教育委員会、各学校で教材を整備する際の参考資料として、平成23年4月に教材整備指針が示されてございます。

整備に当たっての留意点として、各教育委員会においては、所管の学校から意見を聴取しつつ、複数年次にわたる教材の整備をすることとなっていることから、既に学校が保有している教材の更新や学習指導要領改定に対応するための整備を進めてまいりました。平成29年度決算で申し上げますと、対象となる教材備品購入費は、小学校費で約75万9,000円、中学校費で約111万9,000円となっております。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この評価一覧表、市が出されたこの評価報告書の中では、最後のほうに一覧表というものなんかもついています。この中には評価委員さんの指摘したとこ

る、また、内容、別の項目ではつくられているんですけども、実際には一覧表という部分の中には職員の評価欄というものはあります。そのために委員さんの意見がないので、非常に見づらいというんですか、指摘された改善点というのが、職員の認識とどう違っているのかという点が非常にわかりにくいものになっています。

そういう点では、今後は並列表記というんですか、そういうものを行っていくことを考えてはどうなのかというふうに思うんです。既に他の自治体なんかでは並列評価されてやっている市、そこでは、やっぱり非常にわかりやすいようなものになっています。この点では、改善していくという方向はないんでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、この評価については平成29年度のもので、職員自身が総合評価を出した期日、これはいつをめどにこの評価を下しているのかという点で、評価時期、この点をお聞きしたいと思います。

3点目には、例えば、評価報告書では、文化祭というような点では、高校生への対応面や申し込み方法の点が指摘をされています。私も、こういう文化祭に対しての申し込み期日ですね、申し込みの方法の期日という部分なんかはもっと変えてはどうなのかという点なんかも議会で取り上げてきたんですが、今年度の文化祭、この文化祭では29年度の時点では、申し込み期日が8月末だったと思うんです。ところが、ことしについては9月の中旬までというふうに変わってきています。評価委員さんのこういう指摘、これがある前に、職員の方が前年の反省を生かして、もう既に改善に取り組んでできています。

じゃあ、これ以外に、こういう各事業において、今年度、既に改善されてきたという点、こういうものは、これ以外にもどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

1点目、評価委員の評価を一覧表に入れたらということですけども、様式のほうは今年度で、平成30年度の部分で変更を考えてございます。自己評価というのは教育委員会がしておりまして、その自己評価に対して評価委員が評価を出すと、ということでございます。組織としたら、別々の組織ということになりますので、そういった評価を一緒にしたものを公表するのはどうかと、このように考えてございます。したがって、評価委員の評価というのは、教育委員会の自己評価とは

別で評価をしたいと考えています。

ただ、我々評価委員会の中で、直接協議をしてございまして、指摘事項につきましても意見を伺ってございますので、この評価委員の意見等につきましては、翌年度の事務事業に生かしているということでございます。

それから、いつ評価しているんかということでございますが、例年、6月に事務事業評価、自己評価を始めます。7月には定例教育委員会のほうへ報告させていただきまして、同時に点検評価委員会のほうで各事務事業の説明をしまして、そこで質問をいただいたり意見をいただいたりと、こういうことでございます。

意見の取りまとめのほうは、8月に第2回目の点検評価委員会のほうで意見の取りまとめをいただきまして、9月の定例教育委員会へ報告と、こういう形になってございます。

それから、文化祭でポスター、8月ぐらいから張ったらどうなど、こういうお話でございましたが、文化祭におきましては、平成30年度では参加者の数というのは、前年、前々年度を上回ってございますが、出品作品というのは減少傾向にあります。早目に張り出してということでございますが、教育委員会のほうで、ことしから申込書を今まででしたら、公民館あるいは生涯学習課でしか申込書をとれなかったものをウェブサイトからダウンロードできるようにいたしまして、そういった改革もしているんですが、展示室については余り効果がなかったのかなど、このように考えてございます。

ポスターにつきましては、文化祭についてはポスターはつくっておりませんが、今後、必要に応じて検討していきたいなと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 評価の一覧表については、今後もぜひもっと見やすいような形で、私は、これは改善の必要があるというふうに、これは指摘をさせていただきたいと思うんです。

最後に、今も若干、文化祭のお話ちょっとありました。その点では、教育委員会としても、他の部局との連携というんですか、そういう部分なんかは、やはりもっともっと検討していく余地があるんじゃないかなというふうに本当に思うんです。

例えば、今も言われたように、文化祭、これ11月の上旬です。かくばん祭りというのは、ことしも11月の第4週の土曜日でしたかね、行われたと思います。実際に、最近は、来場人数も本当に少なくなってきたというふうに思います。たしか、

文化祭の会場を正面玄関入ったところに、ちょっと1枚張ってたかなという記憶はあるんですが、正直なところ、余り気がつきませんでした。

少なくとも、やっぱりいろんな教育委員会が直接、かくばん祭り、担当しているんかどうかというのは、ちょっと僕はわからんですが、いろんなやっぱり他の部局とか、いろんな行事なんかをするときには、やっぱりもっと連携して、せっかく多くの方が来られているんだから、11月の終わりにかくばん祭りありますよというようなやつをもっとアピールしていくというのも、やっぱり非常に大事じゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、駐車場の入り口とか、当然、体育館の入り口なんかもそうだし、展示会場の中なんかでも、見る、見やん、効果ある、ないという以前の問題として、やっぱりいろんな形で目につくというんですか、そういうところなんかにもいいんじゃないかなというふうに思うんです。保育所とか小学校とか中学校のそういう子供さんたちの出されているところなんかでも、張っていったらどうかなというふうに思うんです。

特に、ことしのかくばん祭りなんかは、子供さんの落語というような部分なんかもあったわけですし、そういう点でいうたら、やっぱり、あっ、子供が出るんやという形の部分の中で、やっぱり興味を引いてもらえるんじゃないかなというふうにも思うんです。

それで、また文化祭で配られているチラシというんですか、玄関入ってすぐ左のところなんかもでも配布しているような、そういう部分なんかにあわせて、これ以外の今後の文化祭以降の行事なんかも、予定という部分なんかも記載していくというんですか、そういうことなんかも行って行って、もっともっとやっぱり行事をアピールしていくという部分なんかも、もう少しやったらどうかなというふうにも私思うんです。

せっかく多くの方が来られているし、ポスターについては、ちょっとスペース、いろんなスペースの関係なんかもあるんだろうと思うんでしょうけれども、検討の余地なんかもあると思うんです。

そういう点では、他の部局との連携面、今後の対応面について、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

他の部局との連携を強化せよと、こういうことですが、市が実施しております大きなイベント、かくばん祭りのお話もありましたけども、夏まつり、マラソン大会等々、いろいろとございます。それぞれ実行委員会が主体となってやっていただいておりますが、実行委員会へ図る前に、全部局の職員が集まって、企画委員会というのをやっています。企画委員会の中で、所管となる部が中心になって、他の部局の意見を聞きながら、イベントの内容等について検討しているところでございます。

それから、例えば、ちょっと事例申し上げますと、ことしの文化祭で地方創生の基幹事業として観光振興と位置づけている中で、文化祭でクロアワビダケの振る舞いであるとか、それから、ねんりんピックのリハーサルにおきましても、場所が根来若もの広場でしたので、クロアワビダケの振る舞いであるとか、一乗閣、道の駅への誘導、こういったことも行ってございます。それから、ふるさと納税のチラシにつきましても、岩出市をPRする1つということで、これについても参加された方へのPRに努めたと、こういうことで、1つのイベントをする中で、全部局で検討して調整して、岩出市のPRを図っているということでございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3番目に、データヘルス計画について質問をしたいと思います。

ことし3月に、岩出市における国保のデータヘルス計画が策定されました。岩出市の医療費削減、市民の健康増進、また、医療費削減による国保税引き下げと、そういうようなためにも必要だという部分の中で活用されるものです。

1点目に、この計画の中では健診データやレセプトデータの分析、今後の目標設定など、計画がされてきていますが、4月から12月まで、今月ですね、この目標設定に向けた今年度の取り組み、これはどう進められてきたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

2点目として、人口3万人の時点と5万3,000人の現在でも、こういう健康を図っていくという関係の職員体制、これはほとんど変わらないものとなっているのではないのでしょうか。職員の仕事量という面では、このデータヘルスの計画、これを進める上では、まさに労働強化となっている面があるのではないかと考えますが、市の見解をお聞きしたいと思います。

3点目として、60歳以上の医療費が67.5%という、和歌山県の国保連合会の資料

はありますが、岩出市の国保加入者の実態、これは独自に算定されているのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目として、データヘルス計画の中の指標、これについては、平成28年度、人口5万3,944人となっています。このうち国保におけるゼロから14歳、15から64歳、65歳以上の人口割合というのはどうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

最後に5点目として、脳ドック面では、平成30年度も枠の拡大というものがされてきていますが、今後も枠の拡充を行っている医療費総額を抑えるための手だてが私は必要だと思うんですが、来年度の対応はどうされるのか。

この5つの点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、データヘルス計画についての1点目、目標設定に向けた今年度の取り組みはどう進めてきたのかについて、お答えをいたします。

データヘルス計画において、特定健診データやレセプトデータを分析した結果、本市では、慢性腎不全を初めとする生活習慣病の医療費が多額となっていること、生活習慣病そのものや生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いことなどから、特定健診の受診率向上や特定保健指導の終了率向上など、3つの目標を設定いたしました。

今年度は、その3つの目標について、対象者、事業内容、実施方法、評価体制、評価方法など、具体的な項目を設定し、目標を達成するための具体的な実行計画である個別保健事業計画を作成し、関係機関と連携共同し、事業実施に取り組んでいるところです。

続いて、2点目、職員の仕事量に関しましては、人口3万人のころを例として挙げられております。人口3万人のころといいますと、今から30年ほど前の時代となりますが、当時は手書きやワープロでの事務が主流でございました。これに対して、現在は資格、給付等、あらゆる面においてシステムでの管理が進んでいますとともに、事務につきましても、パソコンの普及等により効率化が図られており、手書きの時代と単純に仕事量を比較するのは困難であると考えるところではありますが、あえて比較をいたしますと、人口が3万人台の時期である平成6年では、国保担当は3名でした。現在は国保の資格、給付事務など、主として国保を担当としている

職員が5名、別に徴収担当3名配置しております。

また、データヘルス計画を進めるための職員体制につきましては、平成30年度から新たに正職員の保健師を保険年金課に配置しております。また、保健指導等の経験が豊富なベテランの保健師を臨時職員で雇用しており、専門性を強化して、保健事業に取り組んでいるところです。

続いて、3点目の岩出市の国保加入者の実態は独自に算定されているのかについてでございますが、60歳以上の医療費が67.5%を占めているというのは、岩出市国民健康保険における平成28年度の数値となっております。

なお、計画には記載しておりませんが、和歌山県における数値につきましては、69.9%となっております。

続いて4点目、国保における年齢別の割合につきましては、平成28年度末の被保険者数は1万3,226人で、人口に対する加入率は24.5%、国保の被保険者数に対するゼロから14歳の割合は9.8%、15から64歳の割合は51.8%、65から74歳の割合は38.4%となっております。

続いて5点目、脳ドック面での来年度の対応につきましては、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣改善や薬物療法、手術につなげる検診で、今年度は定員70名で実施しております。

脳卒中は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患等が危険因子とされており、これらの生活習慣病の治療や予防に取り組むことが、脳卒中の予防に最も効果的であると考えられます。

これらのことから、国保では脳ドック募集において特定健診を受診して、日ごろから自身の健康に気を配っていただいている方に脳ドック検診申し込みの際の優先枠を設置するなどの見直しを行いました。

今後も脳卒中の予防に取り組む観点から、特定健診受診者の優先枠を設定するなど、まずは特定健診の受診を促進することで、脳卒中の危険因子である生活習慣病の予防に取り組んでいきたいと考えております。

保健事業は、脳ドック以外にも、特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病予防教室など、さまざまな取り組みを行っており、それぞれの事業の効果なども検証しながら、全体のバランスにも配慮していく必要があることから、現在のところ、定員をふやす考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市のデータヘルス計画、この中では、病状分析、疾病別というんですか、そういう部分の分類、こういうものなんかを初めとして、後期高齢者1人当たりの分析など、非常に市の実態がよくわかる、この間、分析がされてきていると思うんです。今後求められているのは、こうした分析面から見た今後の対応策をどう進めていくのか、これが問われています。

今後においては、市としても人工透析者をふやさない対応面にも力を入れる必要があるとされています。糖尿病重症化予防事業では、参加者数をふやしていくということが、私は求められるのではないかなというふうにも思うんですが、平成28年度実績で参加者数10名となっています。そのうち対象者自身そのもの、いろんな本人の了解を得ての参加というふうになるというふうに書かれているんですが、そもそも対象者自身、これが糖尿病の重症化予防事業の部分の中での対象者自身というのは何名ほどおられるのでしょうか。

それと、後期高齢者1人当たりの医療費については、和歌山県の平均よりも高い状況ということも、市として明らかになってきています。その中で、市としては後期高齢者医療に入る前段階で、生活習慣病の予防対策などを効果的に実施していく必要があると、こういうふうにならわれています。

では、こういう事業なんかについても、今後どのような対応を進めていこうというふうに考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今、データヘルス計画、これを推進していくに当たって、少なくとも医療費総額、これを抑えられてきているというふうにも私は思うんです。そうすると、来年度の国保税に関しては、どういうふうにご考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、2点目の後期高齢者の医療費が高いところからの対策はどうかというところでございます。このデータヘルス計画に関しましては、岩出市の国保の加入者の方に対する現状分析と課題というところから計画を作成しておるところでありますけども、ちなみに岩出市国保の1人当たりの医療費を申し上げますと、これ、和歌山県の国保運営方針のほうで出ておる数値でありますけども、平成27年度にお

きましては33万4,000円、これは県平均35万5,000円を下回っておりまして、9市の中では3番目に低いというような状況になっております。

これから高齢化が進んでまいります。後期高齢者と呼ばれる方の数も多くなってくると思いますが、まず、市といたしましては、データヘルス計画で浮かび上がっております生活習慣病や生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いというところ、この課題に対応するための特定健診の未受診者の対策あるいは特定保健指導の利用勧奨、それぞれ糖尿病性腎症重症化予防事業などを進めてまいりたいと考えております。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業に関して、利用者が少ないというところのお答えであります。確かに保健指導もそうでございますし、この糖尿病性腎症重症化予防事業に関しましても、なかなか申込者数がふえないというところがございます。現在、先ほど申し上げましたように、保険年金課のほうに正職員として保健師を採用し、それから、そういう保健指導とか、そのような勧奨に関して非常に経験豊富な保健師さんを非常勤で採用して、勧奨について強めておるというところでございます。

それから、来年度の国保税についてどうするのかというところでございます。平成30年度からの広域化に伴い、保険税率については県から示される国保事業費納付金を納付できる水準の税収を確保するための国保税率を設定する必要があります。まだ、納付金額、示されておりませんので、来年度、税率がどうかというのは、現時点ではお答えができません。

なお、納付金は、市町村ごとの被保険者数、それから所得水準、それに医療費水準を反映させて計算されるということになります。つまり医療費水準が納付金額に反映されていくというようなことになりますから、市としましては、今後も保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでまいります。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業、対象者数につきましては担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質問の糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者なんですけども、eGFRの数値等で対象者を抽出しましたら、平成29年度は、対象者174名、うち申込者のほうは8名でした。これらの状況で、なかなか申込者を同じような方が毎年抽出されるという現状ですので、ふやす対策が必要ということで、これは主治医と連携した事業でありますので、本年度は糖尿病の患者さんを診られ

ている主治医の先生のほうにもお願いに行っているところでございます。平成30年度につきましては、現在、抽出者は176名で、申し込みのほうは7名ということで実施しています。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保ですね、データヘルスについては、本当に今の岩出市の国保の現状、これをどう変えていくのかという点で、本当に非常に大事な計画だと思うんです。一番最初に、予算のときなんかにも言うたんですけども、今、本当に国の政治というのがとんでもない方向で進んできています。

繰り返しになるかもわかりませんが、消費税、これが導入されて以来、消費税は349兆円集められてきたと。一方で、法人税減税が280兆円行われてきたと。実質的には消費税の80%がこういうところに穴埋めがされてきたと。要するに、大企業の負担軽減のために使われたと。一方では、国民生活では、社会保障費のカット、生活保護費削減や年金の削減、医療・介護分野における削減、こういう部分については、この5年間だけで3兆4,500億円も行われたと。来年、消費税を10%に引き上げるといふ部分の中においては、軽減税率で減る減収分1億円のうち7,000億円を社会保障費、これをさらに削減する、こういう計画です。

消費税は、社会保障制度の充実のために必要だと言いながら、社会保障を切り捨ててきたのが歴代の自民、公明が中心のそういう内閣です。この間、アベノミクスで景気回復と言いながら、家計消費は落ち込み続けています。平成13年では、平均364万円でしたが、平成18年では339万円にまで落ち込んでいます。年間25万円もの食費を初め買い物を控えざるを得ないという生活を私たち国民は送っていると。また、この間、労働者の給与も下がっています。

この岩出市においては、課税標準額、これについては、今年度、納税義務者数は2万156人です。そのうち200万円以下の方が1万3,856人、300万円以下の方が2,960人おられますので、300万円以下の家庭が83.4%となっているんです。課税標準額100万円以下の方は8,004人、39.7%、約4割を占めています。300万円で、月平均25万円、200万円では、月平均16万6,600円で、まさに生活をしている。100万円以下の方は、もっと生活が大変です。

国民健康保険税に加入されている方にとっては、本当に低所得の方が数多く加入をされてきています。そういう点においては、しっかりと今のこういう生活の中で、国民健康保険税、この加入者に対して、やっぱり温かい手だてというのが私は本当

に必要だと思っております。

そういう点では、先ほど、課税については、課税というんですか、来年の国保税についてのことなんかは明言をされませんでしたけれども、こういう実態も含めて、やはり岩出市として、国保税の、少なくとも値上げを抑えていく。また、しっかり医療費総額なんかも抑えていって、保険料そのもの自身を下げていく。また、市としての、やっぱり独自施策というものなんかも、私はとっていきべきだと思っております。そういう点については、再度こういう国保加入者の支援、そういう面でどう考えているのかという点、この点を改めてお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、この間、朝日新聞で和歌山市の検診の質向上へ制度管理がかなめという題目で、朝日新聞に、がん登録活用追跡調査する自治体もと、こういう新聞記事なんか載りました。

その中では、がんと診断された全ての人のデータを集計するがん登録情報を活用し、検診受診者を追跡調査をするものなんだと。この中では、和歌山市のことなんかを事例に出されていましてけれども、岩出市としても、独自のこういう対策面というんですか、こういうものなんかも、やっぱり検討していくというんですか、実施しているというようなことはないのかどうか。そして、やはり他の自治体のやっている取り組みなんか、しっかりとやっぱり研究していくことも大事だし、やはりそういうことなんかも検討していくことなんかが、やっぱり私大事だと思っております。

そういう点では、今、和歌山市は17年と書いていますんで、去年からだと思っております。そういうことはやっているんで、そういうことなんかは、市としていろんな全国的な事例というものなんかの研究とか調査というのは、どういうふうに行われているのか、この点をお聞きしたいと思います。

同時に、岩出市なんかでも、和歌山市が行っている、こういう追跡調査というものなんかも取り入れていくということなんかは考えないのでしょうか。この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

データヘルス計画が重要であるということで、今後は国保の国保税率を抑えるというために、どうしていくのかというところであったかと思っております。1点目でございます。

先ほど申し上げましたが、国保税率に関しましては、広域化によりまして、市町

村ごとの被保険者数や所得水準、それから医療費の水準、これを反映させて計算されてくるということで、医療費水準が納付金額に反映されてくるということになります。

我々としましては、これからも特定健診等の保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでいくというところで、国保税に関しての対応をしていきたいと考えております。

それから、がん登録について、岩出市で独自に情報を集めて対策をやらないのかというところがございます。質問の通告がデータヘルス計画、国保のデータヘルス計画とがん登録との関連性がちょっとわかりにくいところではございますが、がん登録に関しましては、和歌山市で申しますと、県内の各病院から、がんと診断された方の情報を県のがん診療連携拠点病院である県立医大附属病院のほうに集積して、それを情報集めて登録して、例えば、5年生存率であるとか、そのようないろんなデータを分析していく、そういうシステムであったかと思えます。これが最終的には、各都道府県から国立がんセンターのほうへ集積されて、全国的な分析がなされると。たしか、そういうシステムであったかと思えます。

これに関しましては、例えば、和歌山県でいいますと、がん登録というのは、たしか、まだ始まって10年程度だったかと記憶しておりますが、これからその情報を蓄積することによって、いろんな分析データというものが出てくるのではないかと考えております。我々としましては、岩出市単独というよりは、和歌山県内の状況を見ながら、そういう集積されて、いろんなデータ分析がなされた。そういう結果を見ながら、あるいはその中で、各市町村ごとの分析というのもしずれは出てくるのではないかと考えますし、そういうところで、また今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時47分)

再開 (13時15分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供のインフルエンザ対策についてであります。

今月上旬から、和歌山県内でインフルエンザ集団感染の報告が相次いでいる。去年より2カ月早いペースという記事が朝日新聞に掲載されていました。子供がインフルエンザに罹患してしまうと、乳幼児などでは気管支炎や肺炎、中耳炎の合併症になるおそれがあるほか、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い重い合併症を起こすとの事例があります。

また、インフルエンザに罹患すれば、保育所、幼稚園、小学校や中学校において集団感染が発生し、子育て中の保護者は子供の看病のために仕事を休まなければならない状況にもなります。

子供の予防接種には、国が法に基づいて実施する定期と、インフルエンザやおたふく風邪などの任意の2種類があり、定期は原則無料で受けられるが、任意は自費となります。

日本小児科学会は、任意接種について、効果と安全性は十分に確認されており、重要性は定期接種と全く同じとして、積極的な接種を推奨、インフル接種は重症化を予防する効果があると説明をしています。子供に対するインフルエンザの予防接種は、1歳以上6歳未満の幼児の場合、ワクチン接種により、約20%から30%の発症・発病を阻止する効果があるという研究結果もあり、感染後の重症化を予防する一定の効果もあるとも期待されています。

インフルエンザ接種1回当たりの費用は約4,000円前後、医療機関によって異なりますが、厚生労働省は6カ月から12歳は2回、13歳以上は1回、接種が原則としており、低年齢の子供が複数いる場合などは費用がかさむことがわかります。今、インフルエンザにかかったとしても重症化しないようにとインフルエンザの予防接種を受ける方々が多くなってきています。

そこで、岩出市のインフルエンザ予防接種の接種率についてお聞きをいたします。

次に、県内過半数の16市町村が子供の任意のインフルエンザ予防接種への助成制度を設けております。実施している市町村の状況について、また対象年齢や実施に至った理由など、お聞きをいたします。

3つ目は、先ほども述べたように、インフルエンザ接種1回当たりの費用は約

4,000円前後、低年齢の子供、複数いる場合などは費用がかさんできます。予防接種を受けやすく環境を整備する必要があるのではないかと考えます。安心して暮らすことができ、子供を産み育てることができる環境を提供することが大切です。子供の健やかな成長と子育て世代の経済的負担を減らすことによる子育て環境の充実を図るため、予防接種助成の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、子供のインフルエンザ対策についての1点目、接種率についてでございますが、個人で任意に接種されているため、市では把握してございません。また、岩出保健所にも問い合わせましたが、統計的なデータはないとの回答でした。

2点目の県内での子供のインフルエンザ予防接種助成の状況ですが、市では御坊市が、町村では紀美野町を初め15の自治体がそれぞれ実施しております。助成対象は市町村によって異なりますが、1歳から小学生までを対象としているところが多く、実施理由としては子供の疾病予防や蔓延予防が主なものとして上げられております。

3点目につきまして、現在、岩出市では予防接種法及び予防接種法施行例に基づき、法に定められた疾病に対する予防接種を行っているところでありますが、任意接種である子供へのインフルエンザ予防接種への助成を実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、接種率については把握していないという答弁がありました。また、保健所に問い合わせても、同じように把握はされていないと。毎年流行するインフルエンザですから、やはり私は独自で一度調査をするべきだと考えます、この接種について。どのぐらい、やっぱり接種しているのというのをやはり岩出市の現状が見えてこなければ対策も打てないと。ぜひ調査の考えについてお聞きをしたいと思います。インフルエンザの調査については、保護者にきちんとアンケート等々、調査をすればすぐわかることだと思うので、つかむことは簡単ではないかと考えます。

2つ目は、インフルエンザワクチン助成を県内全30市町村のうち16市町村で、先ほどもおっしゃいました御坊市が市では1市、残り15が町村に分かれますが、やら

れております。1回当たり1,000円から3,500円を公費負担する制度等を設けております。対象年齢もそれぞれ独自に決められておられます。自治体の財政状況などに応じて独自の策を練られるということです。

そこで、まず、毎年、保育所や学校などでは学級閉鎖や学年閉鎖などがあります。県のまとめでは、2017年11月から18年3月の間に、累計で、保育所、幼稚園から高校までの19校が集団インフルエンザで休校、611学級が閉鎖に、欠席者数は7,992人に上ったと報告がありますが、岩出市においてはこういった状況でしょうか。

また、インフルエンザにかかれば、5日から7日まで自宅で療養し、学校や保育園などには報告が上げられると思います。昨年のインフルエンザ罹患者数についてもどれぐらいいるのか、お聞きをしたいと思います。

3つ目は、実施の考えはないということが答弁をされました。岩出市の子供の人数から見てみると、ゼロ歳から14歳まで、多く見ても8,000人、8,000人を対象に、例えば1,000円助成したとして800万円、2回接種が必要な子供の数は5,000人と見て、費用は500万円、合わせて1,300万円となります。2,000円補助した場合は掛ける2の2,600万円、岩出市には十分助成できる財源があると考えます。

医療費の面から見てどうなのか。インフルエンザワクチンの接種、即効性、有効性が証明された数少ない医療費削減の手段とも言えるとの専門家等々の意見も上がってきております。

予防することで重症化を防ぎ、また、医療費を抑えることができれば、市としてもいいのではないかと考えるわけです。再度、この点から実施を求めますが、こちららもあわせて酌み取っていただき、実施することについて、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、インフルエンザの接種の状況について、調査を行うべきではないかというところがございます。

接種率等に関しまして、正確に調査を行うとなりますと、全ての保護者からの回答をいただく、あるいはもしくは全ての医療機関から接種の状況について調査、回答をいただくような、そういうようなところが必要となってくるかと思えます。

接種率とか接種の状況をそこまでの労力を使って把握するべきかというのは、少しどうなのかなというふうに考えます。

それから、3点目の予防接種助成が医療費の減少にもつながるのではないかというところがございます。子供のインフルエンザ予防接種の有効性、先ほど市来議員のほうからも、日本小児科学会からの見解が出されておるといふふうにおっしゃいました。おっしゃるとおり、接種の有効率は大体20から30%というところではありますが、この日本小児科学会の見解は、任意接種として推奨することが、現時点では適切な方向であると、そういうふうには私の方は伺っております。

こういうことを踏まえますと、子供のインフルエンザ対策としては、まず何より日ごろからの手洗いやうがいの励行を初めとする健康意識の向上が重要であると考えております。そこで、我々としては、広報やウェブサイトによる啓発に加えて、保育所あるいは小中学校において定期的に発行している保健だより、これらにおいて注意喚起したり、あるいは子供には手洗いやうがいの励行を実施しているところがございます。今後も、保護者あるいは子供に対して、インフルエンザなどの感染症を初め健康や疾病に関する意識を高めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 小中学校合わせて学級閉鎖になった学級数でお答えをいたしますと、平成27年度は27学級、平成28年度は34学級、平成29年度は60学級となっております。学級閉鎖中に授業がストップするということもございますが、最終的には学習指導要領で定められている授業時間を下回るまでの影響はございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 助成を実施しているすさみ町の環境推進課担当者は、インフルエンザによる学級閉鎖、ほとんどなく、感染拡大を防ぐ効果はあると感じているというふうに自治体の職員の方が答えられております。

教育現場から、先ほども学校の学級閉鎖等々の報告をしていただいたんですが、やはり学校現場から考えても、予防は必要ではないかと考えます。医療費の削減から見る点でも、予防接種による効果について考えていく必要があると思います。

岩出市では、やはり先ほども言った任意のものだからという点からやらないという考え、また、調査のほうも独自ではしないというふうな考えを言われましたが、やはりそこは任意であっても、他の自治体では実施できているという点では、岩出市がやらないということにはならないと。できないということにもつながらない。

独自に助成をして、やはり子供の健康と命を守り、予防策を講じて、ほかの自治体では頑張っているところから考えたら、市がやろうと思えばできる問題だと考えます。私は、ぜひ研究や、また調査もあわせて、ぜひ実施できるように前向きに取り組んでいただきたいと思います。

先ほど言ったように、やはり医療費の観点から見てどうなのかという点、また学校教育という観点から、問題は、例えば、学校で学級閉鎖になっても特に問題はないとおっしゃったんですが、やはり子供たちの健康を守るためにも、また学級閉鎖を少なくするためにも、ぜひ実施を求めますが、これについていかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、すさみ町を例に挙げられて、自治体それぞれの考え方によって実施することができるのではないかというふうにおっしゃいました。我々の考え方としましては、子供の健康につきまして、まず保護者が子育てにおける第一義的責任を有しているという基本的認識のもと、ふだんから子供の疾病予防等、健康に対する関心や意識を高めていくことが重要であると考えており、市としましては、意識を高めていく取り組みに今後も力を入れていきたいと考えており、任意接種であるインフルエンザ予防接種の助成をそのメニューの1つとして取り入れる考えはございません。

一度、子供のときに身につけた健康に対する意識、これは大人になっても一生なくなるものではございませんので、急がば回れと、地道に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

学校の関係ですけれども、厚生労働省のほうでは、学校の中でインフルエンザが発生した場合、個々にその患者を把握するというのではなくて、学校内の集団発生を早期に探知する、こういうことでございまして、大きな集団発生を防ぐために注意深く発生状況を観察して、保健所、教育委員会、保護者などとその情報を共有する体制をつくっていくと、こういうことになってございます。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 市の責任で待機児童解消を。

人口減少、少子化と言われながら、保育需要は年々伸びています。特にゼロ歳から2歳時期の保育需要が大きく伸び、認可保育園に入れない待機児童問題が社会問題となっております。これに対する安倍政権の進める政策は、既存の施設への詰め込み、最低基準の規制緩和によるその場しのぎの対応で、安心・安全を求める保護者のニーズに応えるものとはなっておりません。

岩出市の特徴は、子供の数自体は減少しているが、保育を希望する数は横ばい状態、低年齢児の希望者は増加傾向にあります。平成27年度では、初めて年度当初において14名の待機児童が発生しました。4月に発生した14名の待機は5月には解消し、従来の低年齢児の増加傾向に対応するため、5月からは地域型保育園事業などが開始され、対応されております。

しかし、その後も年度途中の申し込みが例年を超えるペースをふえ続け、各園に定員を超える受け入れ増を要請し、対応したが、それも限界となっており、平成28年2月1日時点では待機児童が40名出ました。

平成28年度当初において、解消すべき定員増を行い、平成27年度当初、1,345名の定員枠を平成28年度当初は1,453名の受け入れ体制を進めて対応等を行っております。年度当初は、待機児童発生しないよう対応ができて、年度途中の待機児童が毎年発生しております。

平成30年度においても、4月の時点では待機児童ゼロですが、6月に15名、11月には33名が待機児童数として上がっております。待機児童の年齢では、11月時点で、ゼロ歳児、11名、1歳児、13名、2歳児、9名と低年齢児です。ことしも来年度の入所者申し込みを行っておりますが、市民の方から、市のほうから入れないかもしれないというような形で言われて、すごく不安だ、何とかしてほしい、仕事が決まっているのに困るといったようなお声をいただきました。どんなに定員増をふやしても、安心・安全な保育環境でなければなりません。

まず、来年度の保育需要と保育体制についての評価、これについてお聞きをいたします。

次に、年度当初は待機児童が発生しなくても、年度途中から待機児童が発生する問題があります。待機児童ゼロに向けての対応策はどうか。

次に、特別の配慮を要する子の受け入れについてであります。市においては、食物アレルギーを持つ子供や発達に課題のある子供を保育園が受け入れるに当たって

は、行政の支援を受けることで、多くの保育園で受け入れが行われていると認識しています。現在、公立で146人、私立で22人、対応されております。現場での対応、課題、また今後の方向性についてお伺いをしたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目の1点目、来年度の保育需要と保育体制の評価についてですが、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っておるところです。一次募集の新規申込者は317名、継続の申込者が1,099名、計1,416名となっております。

申し込み状況といたしましては、昨年度と比較しまして、新規申込者が6名の減、継続申込者が32名の増、計26名の増となっており、今後、二次募集の状況等を勘案すると、特に1歳児及び2歳児については、かなり厳しい状況であると受けとめております。

2点目、待機児童ゼロに向けての対応策ですが、市では待機児童対策として、次の5点に力を入れておるところです。まず、1つ目として、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充についての調整、2つ目として、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、それから3つ目として、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、4つ目として、企業主導型保育事業の活用、5つ目として、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施しております。厳しい状況ではありますが、待機児童をできるだけ発生させないように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

3点目、特別の配慮を要する子の受け入れについてですが、現在、公立の保育所では、何らかの支援を要する児童が、障害手帳所持9名を含み135名在籍しております。また、支援を要する児童に対する加配保育士数が32名、おおむね児童4名に対し1名を配置しておるところです。

また、私立保育所の受け入れの状況につきましては、支援を要する児童数が20名、うち障害手帳所持児童数が1名、それから支援を要する児童に対する加配の保育士数が3名となっております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 待機児童が解消されない要因としては、待機児童数の定義に問題がある

ことは否めません。待機児童をめぐる調査に関しても、結果に大きな差が出ています。待機児童数の算出時に、自治体の判断によって待機児童から除外してもよいとされる児童数が設けられていることによります。

現在、待機児童数の計測に当たっては、認可保育所や認定こども園等への申込児童数から、それらの施設を実際に利用している児童数を差し引き、さらに自治体の判断により除外してもよい児童数を差し引いて、待機児童の数を算出しております。この自治体の判断により除外してもよい児童の数には、認証保育所や認可を受けない保育ママなど、自治体単独事業の認可外利用者、認可化移行支援を受ける認可外の利用者、幼稚園の長時間預かり、保育の利用者、求職中のうち求職活動を休止している者、保護者の私的な理由により待機している者、育児休業中の者が上げられております。

これら除外してもよいとされる基準によって、例えば、保育所に入所できずに、育休を延長せざるを得なかったという場合も待機児童には含まれていないことになっております。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で必要な保育を整備する指針が示されておりますが、これでは実態とかけ離れた状態把握に陥ってしまいます。

現状に即した待機児童の把握に基づいて、この問題を解決することで女性がますます地域社会や経済の現場で活躍できるよう応援する必要があるのではないのでしょうか。

来年度、聞いたところによると、やっぱり1歳、2歳が厳しいとは言っているんですが、これは出てきた状況、申し込みがあった者、また二次でどれだけ出てくるかというところにもありますが、出てきた者の状況だけで、この待機児童が生まれてくるということになります。

でも、実際には、先ほど申しましたように、除外してもいいというふうなことが、待機児童の定義に、私たちは問題あると思うんですが、自治体の判断により除外してもよい児童数という把握については、どのような形で把握されているのか、それについて、全く把握をされていないのか、この辺についてまずお聞きをしたいと思います。

先ほども言われたように、1歳、2歳が大変厳しい状況にあるという形で言われました。しかし、保護者の中には既にもう仕事が決まってしまうといったご相談もあり、早くやっぱり受け入れをできるように安心したいという願いが数多く

上がっています。この厳しいとは、もちろん1歳、2歳で岩出市で入れないという状況に至るといふふうな形になるのか、それとも入れる方向にできていくのか、その辺ちょっとはつきりとしていただきたいと思います。

受け入れについて、やはり岩出市の特徴は、年度途中の要望する保護者の方々が数多くいらっしゃいます。保育所の計画が年度当初の待機児童だけを問題にしているところはないかという点です。実際は年度の初めに比べて、月追うほどに待機児というのがふえてきています。この保護者たちは、待機状態のため職場復帰も就職もできません。ここを解消できる対策を講じなければ、待機児問題というのはなくなれないと思います。この点を見据えた取り組みを市としても進めるべきだと考えます。

改正された児童福祉法第24条には、自治体の保育所設置義務があり、保育所を希望する住民がいる場合、保育所を増設するなど、保育所への入所を自治体が保障する義務があります。保育所保育士の第1章には、保育所の役割として、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するにふさわしい生活の場であればならないと書かれています。

保護者が希望する時期に子供を保育所に預けられることと同時に、子供たちの命を守り、健やかな成長、発達を保障する、安心・安全の保育を実施するために、市の果たす役割はますます重要となってまいります。

先ほど言いました、次年度に向けて、企業の保育をやったり、一時預かりだったり、ところが公立でしっかりとこの問題をどうしていくのかというところが欠けていると思うんです。私は安定した保育施設の増設は、民間ではなく、しっかりと公立で新たに保育所を増設をすることこそが、今、岩出市に求められているのではないかと考えます。

先ほど聞いた特別の配慮を要する子の受け入れについてもますますふえてきている中では、かなりの各園の定数を見ますと、190人、200人近くがいてると。その中で、やはり安心・安全が保つことが本当にできるのかというところに対しては、しっかりと確保できるようにするためには、さらに園をつくって、そこでまた見ていくということが必要ではないかと考えますので、新たな保育施設を公立、市が責任を持ってやることを求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問に答えをいたします。

まず1点目ですが、待機児童の数え方に関して、国の基準にはまっていない潜在的な待機児童をどのように把握しているのかというようなご質問であったかと思えます。

基本的に、保育を必要とする方、皆さん、子育て支援課のほうへ保育所の相談に見えられておると思っております。その中で、確かに状況を見て、求職を諦めた方あるいは幼稚園へ変わられた方いらっしゃるかと思えます。今、手元にその数というのは把握しておりませんが、担当課のほうでは、その申し込み状況を見ながら、その辺の分析はしておるといふふうに考えております。

それから、今、1歳、2歳の状況が厳しいということで、今後どうなるのかというところがございます。実際、保育士の確保と、これから来年初めにかけて、できるだけ待機児童を出さないように頑張りたいとは考えておりますが、現状、かなり厳しい状況であるというところです。

それから、そういういろんな意味で、保育所の増設をするべきではないかというご質問であったかと思えますが、先ほどおっしゃられましたように、平成27年度に本市において、年度当初に待機児童が発生いたしました。市では、その後、待機児童を発生させないために、さまざまな手を尽くし、現在に至っております。

ところが、国による保育料無償化などの動きもありまして、再び年度当初の待機児童が発生する懸念も高まっておるところで、保育士の確保などの対応を迫られているというところがございます。

ただ、保育所の増設等ということになりますと、今の現状、これだけを見るのではなく、子供の数の将来的な推移あるいは保育に対する需要など、長期的な視点で考えていくべきであろうと思えますので、今、現時点で増設というような方向には考えていないというところがございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市においては、やはり保育士の確保が、先ほどからも難しくなっていると、課題とされていると思うんです。岩出市の状況を見ると、待機児童が発生している年齢というのはゼロ歳児から2歳児で、30年度の定員数は、ゼロ歳児から2歳までで受け入れ可能数は、2歳児の今あき状況を確認してみますと、2歳児の1名だけとなっているんですよ。公立、私立で見ても、地域型の園の状況を見ても、

受け入れ可能数はゼロに、ここから見ても明らかに施設が足りていないという状況が見受けられます。

保育所不足の問題は、やはり今、保育所に求められるニーズというのは多様化して、延長保育や病児保育、一時保育、子育て支援などへの対応、アレルギー児や発達障害の子供への適切な支援など、保育支援は非常に多様で高度な専門性が求められております。

先ほども言ったように、さらにノロウイルスやインフルエンザなど集団感染対策などもあって、現場は多忙化をしています。しかし、今、保育士の処遇の改善というのは、まだまだ至っていないと。せっかく保育士として働いても数年でやめてしまう保育士も少なくなく、経験を積み重ね、保育の質を保つことが難しくしています。ただ、子育てに一段落した元保育士などは、やはり正規で保育士に戻りたいが、募集しているのが非正規だったり、逆に派遣が多く、身分が安定したいからといって戻らないといった方々もたくさんおられます。

やはりここ保育士不足をどうするかというのは、やはり公立で保育士を正規に採用し、保育士の確保に責任を持って行うことが求められると思うんです。もちろん私のほうでも受け入れ体制を大幅にふやして見ていただいていると思うんですが、しかし、そこでも保育士不足というのは起こっているんです。

公立も起こっている。もちろん私立はもっと起こるんです。身分が派遣だったり、臨時だったり、そういう方々が数多く雇われているというか、そういう環境にあるんで、そこはやっぱり公立として、しっかり確保するためには、まず身分の保障という点では、正規の労働者を、保育士をふやす。その努力をしていかない限り、保育士の問題というのはずっと不足を補ったままではないでしょうか。

今求められているのは、子育てと仕事の両立のための施設の拡充ですが、子供の施設である以上、子供の権利を最優先とするのは当然です。小さな命を預かる保育園として、保育の質のどう確保し、向上させるかが問われています。

待機をなくすために園児を詰め込みすることがいいのかどうかというところも考えなければなりません。やはり事故が起こってしまったら、命にかかわる大きな問題となります。事故が起こらないためにも、やっぱり保育所を増設をすることは必要であると考えます。

また、保育所を増設については、ここでも子供の数を見る。長期的にというふうに言われるんですが、しかし、働くお母さんとかは今困っているんです。今働くんです。今から問題を解決するために動かなければ、長期的というても、子供の数は

全国的にも減るといのはわかっているんで、少子化なんでね。その辺から、長期的というふうに考えをもとにやるのではなく、今どうするかというのを行政として考えるべきではないでしょうか。もう一回、この辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

正規の保育士をふやすべき、それから、改めて再度保育所の増設をするべきという、そういう内容であったかと思います。

まず、正職員採用につきましては、やはり定数条例というのがございます。これで計画的に行っているところでもあります。また、正職員やないというふうな声があるというふうにおっしゃられておりますが、我々も臨時の保育士さんの確保のために今頑張っておるところですが、その応募されて面接に来られた方の中には、やはり今子供さんがおられる状況であるとか、いろんな事情で臨時とか短時間で勤務をしたいよという、そういう方もいらっしゃるんで、一概に正規やったらええ、臨時やったらというような、いろんな方がいらっしゃると思うので、我々としては、確保に向けていろんなところで努力をしていくというところなんです。

それから、保育所の増設あるいは正職員のことに関しましては、繰り返しになりますが、やはり正職員あるいは施設というものは、現状というだけでなく、将来的な、あるいは長期的な視点で考えていくべきであろうと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、保育所待機児童について、まず質問をさせていただきます。

最近、ゼロ歳児から2歳児の保育施設が満杯で、入所待ちの親御さんからの相談が多く、市としての対応について、以下の3点について質問いたします。

まず1点目は、当市における現在の待機児童の状況はどうなっているのか。

2点目は、明年度及び今後の待機児童の見通しはどう見ているのか。

3点目に、その対策はどのように考えているかをお尋ねいたします。

次に、当市における人口減少についてお尋ねいたします。

今まで、当市は微増ではありますが、減少はなかったと思いますが、近年、減少へと転じているようです。過去3年間の人口推移はどうなっているのか。

また、人口減少の対策は何か考えているのか。

人口減少による影響はどういったものがあるのか、お答え願いたいと思います。

3番目に、広域農道でのイノシシ事故についてであります。

本年11月初旬、夜間に大阪方面から帰宅途中の住民が、広域農道の歴史資料館から300メートルほど東寄りのところで、オートバイとイノシシの衝突事故があり、住民は鎖骨を折り、オートバイは大破したそうです。ちょうど街灯のないところで、真っ暗なため、一瞬が何が起こったかわからなかったそうです。警察が来て、オートバイにイノシシの毛が付着していたので、イノシシの追突とわかったそうであります。もし後続車があれば大惨事となっていたと思うと、ぞっとしたそうです。

そこで質問ですが、イノシシ対策として、市は猟友会の方々にお願いし、かなりの数の駆除もされておりますが、今回の事故のようなことも今後考えられます。せめて、墓地、公園、交差点は大きな街灯がつけられておりますけれども、その交差点までの広域農道の真っ暗なところは、防犯灯か街灯をつけていただけないのか質問いたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 まず、田畑議員の2番目の人口減少についてのお答えからさせていただきます。

本市は和歌山市に隣接し、大阪府側から和歌山県に至る玄関口として位置しており、これまで道路、下水道の都市基盤整備、社会保障や教育環境の充実に取り組んで、全国的に人口減少が問題となる現在においても人口を維持してきました。しかしながら、働き手の主力となる生産年齢人口の割合は低下の傾向にあり、高齢人口の割合が上昇傾向を続けており、長期的に立てば、人口減少の局面に転じることは避けられないものと言えます。

このため本市が目指すべき人口の未来像を示した岩出市人口ビジョンを踏まえ、長期的な重要課題である人口減少の歯どめに向けた実効性のある地方創生の取り組

みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

当市としましては、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本目標に、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現のため、総合戦略における基本目標を人が集う魅力あるまち、子育てしやすいまち、安全・安心で住環境のよいまち、産業振興による活力あるまちと定め、さまざまな施策に取り組んでおります。

このような中、当市では平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、交流人口の増加を図る最も有効な手段として、道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら観光振興に取り組むとともに、特に人口対策につながる事業を重点かつ優先的に実施する事業と位置づけ、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

なお、詳細については市長公室長から答弁させます。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 田畑議員ご質問の当市における人口減少について、一括してお答えいたします。

過去3年間の人口推移についてであります。住民基本台帳人口では、平成27年度末総人口5万3,694人、平成28年度末総人口5万3,944人、平成29年度末総人口5万3,827人、平成30年11月末総人口5万3,881人となっております。

次に、人口減少による影響はについてであります。労働力など地域の担い手不足や消費の減少などによって地域経済を脅かし、税収や交付税などの歳入の減少による市財政の影響も危惧されるほか、社会保障費の増加や地域コミュニティの維持にも支障を来すなど、地域の活力の低下が懸念されます。

そういった状況を十分認識しながら、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を着実に実行し、持続可能な財政運営ができるよう心がけてまいります。

次に、人口減少の対策は何か考えているのかについてであります。先ほど市長の答弁でもありましたが、4つの基本目標を定めております。その具体的な施策としては、人が集う魅力あるまちでは、便利さ、暮らしやすさの追求、観光の振興、ふるさと意識の向上、快適な生活環境の維持、自然との共生、文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり、子育てしやすいまちでは、男女の出合いの場の創出、妊娠、出産への支援体制の強化、子育て家庭を支える環境づくり、健全な子供を育む教育の充実、子供たちの最善の利益を支える環境づくり、安全・安心で住環境のよいまちでは、災害に強いまちづくりの推進、防犯体制の強化、交通安全施設の整備、地

域医療体制の整備、健康づくりの推進、介護・介護予防サービスの充実、産業振興による活力あるまちでは、多様な企業の集積、地元企業への活性化・育成・支援、観光分野における雇用の創出、農業の振興、子育て女性等への就業支援等、各課が横断的に人口減少対策に取り組んでおり、それらを着実に達成していくことで、人口減少の抑制につなげております。

特に少子化の原因として、離婚化や晩婚化、晩産化が上げられますが、現在、当市では男女の出合いの場の提供や不妊治療等の助成を行っているほか、安心して出産・子育てができるよう子育て環境の整備等、充実に努めているところであります。

また、当市への進出を希望する企業や地元企業の活性化に積極的に支援することにより、雇用拡大にも努めているところであります。

今後も市の将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けさまざまな事業に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の1番目の1点目、保育所待機児童ですが、12月1日現在、ゼロ歳児、15名、1歳児、14名、2歳児、8名、年少児、2名、計39名の待機児童が発生しております。

2点目、来年度及び今後の見通しについてでございますが、先ほど市来議員のご質問に回答させていただきましたとおり、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っているところです。継続、新規を合わせた申込者数は昨年度より増加しており、特に1歳児及び2歳児について厳しい状況となっております。

3点目、待機児童対策についてですが、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充の調整、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、企業主導型保育事業の活用、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施し、できるだけ待機児童を発生させないよう取り組んでいきたいと考えております。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 田畑議員ご質問、広域農道でのイノシシ事故についてお答えいたします。

道路管理者が設置する道路照明灯は、歩行者及び自転車等の夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、2車線以上及び歩道付きの市道で、交通量及び住宅密集

度等を考慮して設置しております。

市では、現在、幹線道路である市道山西国分線や市道安上中島線等において、歩道設置区間を重点的に道路照明灯を設置しております。

議員ご質問の広域農道、道の駅ねごろ歴史の丘から根来公園墓地入り口交差点までの区間につきましては、イノシシ対策ではなく、観光振興の観点から、歩行者等の安全確保のため、今後、電柱強化を基本とした設置を検討してまいります。紀の川市境までの区間につきましては、歩行者及び自転車等の夜間通行が少ないことから、現在のところ、設置の計画はございません。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず1点目の保育所待機児童についてであります。結構相談の電話も多く困っているんですけども、現在待機されているご家庭の皆さんは、どのようにさまざまな形で対応されているのでしょうか。無認可託児所等を利用されているのか、いろいろあるんでしょうけれども、市として掌握されている範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

2点目の人口減少について、詳細を答えていただきました。その中で、総合戦略の基本目標に基づき、人口減少対策に取り組んでいるということで答弁をいただきましたけれども、かなりさまざまな観点からの対策でありますけど、その効果はどのような形で出ているのか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えをいたします。

入所できなかった児童は、今どう対処しているかを把握しているかというところでございますが、子供を入所させることができなかった場合、無認可の保育施設へ預けておられる方あるいは育児休業を延長して家庭で保育を続けられる方、それから親族等に児童の保育を依頼しておられる方、それから職場の託児施設に預けられる方、あるいは一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されている方がいらっしゃるというふうに把握をしております。

以上です。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施においては、基本目標、基本的方

向性、具体的な施策に分類し、各施策の効果や成果を総合的に検証するための重要業績評価指標、K P I というんですが、を設定し、本市におけるまち・ひと・しごと創生を実現するため、施策効果やK P I について検証を行うことになっております。

また、事業結果については、各担当課において、P D C A サイクルに基づき検証を行い、社会経済の情勢や市民ニーズへの対応を図りながら、課題分析・改善に努めております。

効果・検証につきましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア及び住民の代表で構成する岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、4つの基本目標をもとに実施しており、それぞれ有効であったとの評価をいただいております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

14時25分から再開いたします。

休憩 (14時10分)

再開 (14時25分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、一般質問を議長の許可を得ましたので、行いたいと思います。

私は、今回、消防団員の報酬、それから死亡手続、未婚ひとり親家庭、身体障害者雇用、過労死防止、市庁舎のサービス・利便性の向上、森林環境税について、7項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも市民生活にとっては重要な課題でありますので、執行部の前向きな答弁を求めておきたいと思います。

まず、消防団員の報酬支払いについてであります。

消防団は、消防組織法に基づいて、各市町村に設置され、一般市民で構成されている消防機関であります。入団や退団は自由で、火災が発生した際に消火活動や人命の救助をします。1956年に全国に約180万人いた消防団員の皆さんが、2017年4

月時点では85万人に減ってきております。それでも消防職員に比べると5倍以上の動員力は高い状況にあります。

特に消防署が近くにない場所では、消防団の方が現場に早く到達することが可能で、消防隊が駆けつける前の消火という重要な役割を担っております。このように日常の消火活動に誠意を持って活動される皆さんに、まず敬意を表したいと思います。

しかし、最近の報道、神戸新聞や毎日新聞によりますと、これは岡山市で幽霊消防団員、2015年から16年度、一度も活動していない348名の消防団員に、計1,460万円の報酬を支出していたということが明らかになっております。

岡山市は、この348名、全消防団分団が原則参加する年1回の訓練大会やその練習にも参加しておらず、幽霊団員の可能性があり、公金の流出、緊急時の団員不足などにつながりかねず、市消防局は実態調査をしているところであります。

市消防局によりますと、市消防団には、17年度4,577名、全99分団に所属している。しかし、市は活動実績がないにもかかわらず、各団員に年2万1,000円、一般団員ですね、報酬を支払っておりました。また、団員が出動すると、各分団長が市に報告し、出動に応じて市が団員に手当を支給する。全分団が、原則参加して、消火技術競う年1回の操法訓練大会などにも参加も支給対象になっております。

その結果、15年から16年度で全体の8%にわたる348人が出動訓練参加の報告がゼロだったことが判明しております。

消防庁の通達によりますと、報酬・手当は団員個人の口座に振り込むことになっているが、消防団の関係者によると、実際には分団側が口座を管理しているケースが少なくない。市消防局は、緊急時にどれだけの団員が配置できるのか、正確に把握する必要がある。実態を調査し、改善を検討したいと言っているそうであります。

神戸市においても、10分団が団員報酬を全額集め、懇親会費などに充てていたということであります。また、手当を含む報酬全額を分団活動に充てることを入団の条件にしていたそうであります。

そこで質問させていただきます。岩出市において、このようなことはないと思っておりますが、現在の支給方法についてどのようにされているのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、各自治体で問題になっていることに対する市の認識はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。もし仮に、消防署の通達以外のことをやっているということになるのであれば、今後の方針、対策についてご答弁をい

ただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の1番目、消防団員の報酬について、1点目から3点目まで一括してお答えいたします。

現在、消防団員への手当は、副分団長以上については個人に対し、部隊長以下の団員については、団員から各部隊長に対し委任状を提出し、部隊隊員に支給しております。

神戸市等で団員報酬の支払い方法等について問題になっていることは、市としても認識しております。

そこで、今後の方針、対応についてですが、消防団員への手当は本人に直接支給されるべきであるということを踏まえまして、消防団とも調整を行っており、次年度から団員の個人口座へ振り込みとしてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長から答弁をいただきました。

結局、今までは、団員、副団長、いわゆる特定の人の口座に報酬を払って、それからという使い方をしてたという事実がここで明らかになったと思うんですが、この前も窓口で、最初のときにお話をしました。平成30年1月19日の消防長官の各市町村県議会議長宛てに、知事宛てに、通達重点事項として出ている件であります。ここには消防団員に対する年額報酬等の支払い方法については、組織法第23条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定めているところ、年額報酬等はその性格上、本人に支給されるものであることを踏まえ、適切に支給するということがうたわれております。

現在、岩出市は、いわゆる個人に支給をしてなかったということでもありますから、明らかに違法な手続であったという認識であろうと思うんですが、それについて再度お聞きをしておきたいと思います。

そして、今後については、先ほど総務部長から答弁いただきましたように、個人の口座に振り込みをするということを確実に早急に実施をしていただきたいと思います。しておりますが、それについてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、支給方法について、今まで違法な手続であったのではないかということですが、これは確かに通知に基づく、いわゆる各個人の口座に振り込みということはしていなかったのは事実ではございますが、いわゆる個々の団員には、この委任状を提出してもらっての支給で、個々の団員に支給はされているところでございます。しかしながら、通知に基づかない方法であったということは、今まではそうであったと思います。

今後の方針、対応については、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、次年度からは団員の個人口座への振り込みとしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度確認をしておきたいと思います。

岩出市消防団条例の手当第15条、これに伴って、団員には次の手当を支給することとありますが、その中で、団長、副団長、団長が8万円以下、副団長が6万円以下、分団長が5万9,000円以下、副分団長が4万3,000円以下、部長が3万2,000円以下、班長が2万5,000円以下、団員が2万5,000円以下と。出動手当は年5,000円以下と。それは個人の口座に振り込んで、ただ、技術手当という特別機動隊、年3万円以下、それから特別機動隊以外の部の年7,000円以下、訓練手当特別機動隊、年5万5,000円という手当の支給があるわけですが、これらについて、どのような処置をしていくのか、支給を、再度確認をさせてください。

それから、この委員の手当に関して、特別非常勤公務員についてもそのような同様の支給方法があるのではないかと疑わざるを得ないんですが、これについてあるのかないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

1点目は、いわゆる消防団員に対する条例に基づく手当の支給方法の確認であったと思いますが、15条にある団員手当につきましては、それぞれ各団員の個人口座へ振り込むということにいたします。

あと、技術手当等で、特別機動隊とか、そういった、いわゆる部隊のところについては、部隊の代表者にその手当を支給するということになります。

もう1点、他の委員会等で、同様にまとめて支払っていることはないのかという

ご質問があったかと思いますが、他の委員会の報酬については個人への支払いとなっております。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の死亡手続についてであります。

今、岩出市においては、年間約370名から400名近い方が、1年間、お亡くなりになっております。これからも少子高齢化の中で死亡される、亡くなられる方は、だんだんふえてこようという実態にあらうと思うんですが、市民からはどこの窓口に行けばいいのかわからない。何度も同じことを言わなければならない。時間がかかる。何枚も書類を書かなければならないとあって、とても疲れるというようなさまざまな声が寄せられております。

個人の条件で必要な手続には異なりますが、悲しみの中、何をすればよいかかわからない人、手続に時間がかかり、途中で帰る人や書類の多さに苦勞する人が多くおられます。窓口で必要な手続を精査をして、関係書類の申請を一括して作成した後、各課に案内する仕組み、あるいは今後、これらの人たちの遺族の皆さんの手間を少なくしていく。そして、手続のワンストップでスムーズに完了できるようにしていくべきはないかと考えております。

そこで質問させていただきます。岩出市役所内での手続一覧はどうなっているのか。各担当課においてどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、他の自治体においては、お悔やみハンドブックの配布やお悔やみコーナーを窓口を設置をして、利便性の向上を図っているところがあります。これらの点について、岩出市においても市民のサービス向上に向けてどのように取り組みをしていくのか、岩出市のお考えを聞かせてください。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の2番目、死亡手続についての1点目、市役所内での手続一覧はどうか、各担当課での内容はどのようなものであるのかのご質問にお答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、まず、市民課において死亡届の届け出時に、関係各課における手続内容、必要書類、期限、担当窓口を記した一覧表を手渡ししております。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続を行って

ただいております。

主な手続といたしましては、税務課では納税義務者の変更手続、保険年金課では葬祭費支給申請、後期高齢者医療もしくは国民健康保険の喪失手続、長寿介護課では介護保険資格喪失手続、福祉課では身体障害者手帳の返還手続、上下水道課では給水装置使用者変更手続、農業委員会では農地の権利取得手続などがございます。

続きまして、2点目、お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設で、利便性の向上を図ってはという質問についてお答えいたします。

お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設につきましては、窓口業務改革として、死亡関連手続に一元的に対応する総合窓口を導入されている市もあることは承知しております。当市におきましては、市民課に総合案内を設置し、ご遺族の方に必要な手続の担当窓口を案内しており、各窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

また、岩出市ウェブサイトにおきましても、お悔やみのページを設けており、ご遺族の方に必要な手続の案内を行っております。

今後も他市のさまざまな取り組みを注視しながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、この死亡されたご遺族の皆さんが、市の窓口へ来て、そういう手続をする上において非常に複雑で多岐にわたっております。提出書類も、私が調べる限りでは、少なくとも20から30あるのではないかとされておりまして。

この手続の一番の手続をお悔やみコーナーとして設置しました大分県の別府市、これ、年間多くの方が亡くなられております。別府市では死亡に関する届け出、最大で13課合わせて60種類の書類が必要になっていることを言われております。

それから、新座市では、平成29年度、1,300人を超える死亡届が提出されておりますが、ここにおいてもお悔やみコーナーを設置をして、ワンストップでこれらの手続が完了できるように、短時間で完了できるような体制をとっておられます。

岩出市においても、今後、死亡者が増加、少子高齢化の中で死亡者がふえてくることは間違いありません。そういう人たちのために、市の行政としてサービス向上に一役果たしていただきたい。

それから、今、部長のほうでお悔やみの必要書類ですか、ウェブサイトという

ことなんです、死亡火葬許可書を取りに来られたときに渡していますよということなんです、一覧表にして、できたらお悔やみハンドブックというものを新しくつくって、そういう人たちの利便性向上に実施していただきたいと、そのように感じておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、総合案内、ワンストップ窓口にする予定はというご質問であったかと思いますが、現在、高齢者や体の不自由な方など配慮が必要な場合は、各担当窓口職員が連携し、1カ所で手続が済むよう案内させてもらっております。

今後につきましても、全ての来庁者の方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

なお、当市の死亡者数ですが、これは尾和議員も質問の際におっしゃっていましたが、平成29年度で465名なんですけども、約1日1名程度という状況でございますので、現時点では、先ほど申しました形で個別対応ができる状況であるということで、現在の方法で窓口対応を進めたいと考えてございます。

続きまして、もう1点、お悔やみハンドブックの作成についてということでございますが、今現在、先ほど答弁の中でも申しました担当窓口を示した一覧表を策定しておりまして、これは手続内容とか期限とか、割と簡潔に書いた形で、1枚物のペーパーにおさめておりますが、この内容につきましても工夫ができることがあれば、もう少し説明をするとか、そういういろんな工夫というのは、今後検討していきたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。ぜひ別府とか新座市とか、他の地方自治体を参考にして、よりよいものを岩出市においても作成していただきたいと。そして、窓口で常設をしていくということを求めておきたいと思っております。最後にご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、窓口の対応につきましても、現時点では現状のままの対応

とさせていただきたいと考えております。

それと、今現在、当市で死亡手続に来られた方にお渡しをしております一覧表につきましても、工夫できるところは工夫をして、改善等を検討いたしたいと思いません。先ほどの答弁のとおりでございます。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、未婚ひとり親家庭、いわゆるシングルマザーの家庭についてのご質問をさせていただきたいと思いません。

この質問は、過去、私も何回かやってきておるんですが、最近、特に国会等でもこの問題を改善していこうという動きが出ておりますので、岩出市におけるひとり親、未婚シングルマザーの問題について、再度質問をさせていただきたいと思いません。

近年、ひとり親家庭の子供の貧困が深刻化をしております。死別やDV、経済的困難、さまざまな事情でひとり親となりますが、結婚しないで出産する未婚のひとり親の割合もふえてきております。その内容は、離婚や死別、未婚出産でひとり親となった人と未婚の中でも一度も結婚歴がない未婚のひとり親であります。

支払う税金や出費が大きく変わり、これが差別と言えるものであります。一度も結婚歴がない未婚のひとり親だけ所得税や住民税が軽減される寡婦控除を受けられないのであります。それは日々の生活を困窮させ、子供の生活に大きく影響します。この件について、私は全国的には、今、声の拡大が広がっておりますが、子供にはどこにも責任はありません。

そこで、岩出市の対応をお聞きしたいと思いません。ひとり親の子供たちを貧困から守るため、一度も婚姻歴がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用していただきたい。それから、非課税世帯の対象にも含めていただきたいと考えております。

また、ひとり親家庭の寡婦控除に男女での控除適用要件の差、ひとり親になった理由の内容について、適用要件に差をつけることをやめ、ひとり親皆平等にさせていただきたい、そのように思っております。

そこで質問をさせていただきます。この寡婦控除というものは、戦後、戦地で亡くなられたご主人、奥さんのために設けられた寡婦控除がスタートであります。

そこで、1番目に婚姻履歴者のシングルマザーとの格差はどのぐらい、現在ある

のか。

2番目に、格差是正に向けて、岩出市の対応、方針はどうか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の3番目の質問にお答えいたします。

1点目、婚姻暦のある人とシングルマザーとの格差はどのくらいあるのかについてでございますが、住民税における差につきましては、所得や控除によって変動しますが、寡婦の方は合計所得金額が125万円以下で非課税になります。また、扶養親族である子がいる方の寡婦控除は30万円でありますので、単純に計算しますと、所得割の税率10%を掛けて3万円の差ということになります。

2点目の格差是正への対応、方針はどうかについてですが、現在、包括の議論も行われておりますが、そういった取り組み、税制改正後に法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 実質的には3万円の差ということなんですが、私が試算しますと、これ、総務部長ね、大体20万ぐらいの差があるんですよ、いろんなものを含めると。それはなぜかといいますと、保育料とか、そこでの適用がないのということで、それらもろもろを入れると20万ぐらい、その個人差はあるんですが、ほぼ20万ぐらいの差が出てくるという実態でありますので、この点を考えていただいて、今、余り積極的な答弁ではなかったんですが、埼玉県の朝霞市では、もう既に10年ぐらい前から、みなしとしてシングルマザーについては寡婦控除をやっているということで、市民税や住民税、ここらについても控除をしているという実態もあります。これはほかの市も地方自治体のほうもだんだんふえてきておるんですよ。

そういう影響を受けて、今、国会で議論になっているのは、控除をしましよと。そして、さらに手当として1万5,000円ですか、新設をするんだということですから、法律が通常国会で通れば、そのようになると思うんですが、ぜひ岩出市においても積極的に前向きに、この控除規定というものを適用して、シングルマザーの皆さんの生活を守っていくという姿勢をとっていただきたい、そのように思っておりますが、市の答弁を求めます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

寡婦控除の関係で、福祉部に関するところがございますが、児童手当については、本年度6月以降、それから児童扶養手当については8月以降、それから保育所等の利用者負担については9月以降、それぞれ各法の改正により寡婦控除のみなし適用がなされました。これにより全国的に寡婦控除による格差は解消されたと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私がこの提案をしたときには、全然前向きでなかったんで、全体的には運動の中でこういうことが実現したということで、私も喜んでいるんですが、今後、さまざまな問題について先取りをして実施できるように決断をしていただきたい、そのように思っております。

あれば、なかったらいいですよ。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。身体障害者雇用の問題であります。

9月議会において、私はこの問題について質問をさせていただきました。岩出市は法定雇用率が不足をしていると。その人数は1名であるということをはっきりとされましたが、その際、充足するための計画や予定を明らかにされませんでしたので、再度、具体的にお聞きをしたいと思っております。

まず1点目は、今後、1名の雇用計画のスケジュールをご答弁ください。

2番目に、既に雇用されているのであれば、いつ雇用したのか、それもあわせてご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の身体障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

障害者雇用率の充足のための今後の計画であります。来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしております。

なお、障害者雇用率を早期に達成するためにも、可能であれば年度途中からでも

採用はしたいと考えているところでございます。

2点目、ですので、現在のところ、まだ補充はできておりません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総務部長ね、もっと具体的にご答弁いただけませんか。来年度中予定であると。しかし、年度途中でもやるよということなんですが、市の広報等、雇用をするということをしないう限り、応募者もないわけですから、いつやるのか、いつそれを実施するのかということをご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

雇用をいつまでにするのかということで、最初に、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしておりますということでお答えをいたしました。これにつきましては、採用するに当たり、こちらでの受け入れ体制あるいは仕事内容等、今現在、どういったことができるのか検討中でございます。その検討が早く済みましたら、年度途中からでの採用ということに踏み切りたいとは思いますが、今、そういった関係で種々検討をしているところでございますが、これは現時点では雇用率を充足していないということですので、来年度中には必ず実施をするというふうに考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 何回も同じような質問なんですが、苦言を申しておきますと、この質問したのは、私、9月にやる前にもやっております。9月議会から10、11、12、もう既に3カ月経過しているわけですよ、ほぼ。しかし、今みたいな答弁であるので、私はおぼつかないなと思っております。

早期に実施をして、募集要綱を出して、充足するように万全を期していただきたい、そのことをご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

採用試験の早期実施については、市といたしましても、可能であればそういうことで採用試験を実施したいというふうに考えております。それは先ほどからの答弁

でもお答えしたとおりです。

ただ、いろいろと定員の関係とか、組織の関係、それと、どういう受け入れ体制ができるか、あるいはどういう職種にできるかとか、そういった点で、まだ少し検討する必要がございますので、それは検討が済み次第、できるだけ早く採用試験を実施したいということで考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　過労死防止の問題についてお聞きをしたいと思います。

先日、過労死防止のセミナーがありまして、私もビッグ愛のほうに足を運んでお聞きをしてまいりました。過労死とは、働き過ぎが原因になって引き起こされる死です。長時間労働による疲労や精神的負荷が過度に蓄積されて、心身の健康を損ない、ついには死に至るとされております。これ、電通事件でも最高裁の判決がおりたところでありまして。脳内出血や心筋梗塞など身体に破綻するのが過労死、鬱病の発症など、精神が破綻するのが過労自殺、過労自死であると言えます。

過労死、過労自殺は、無理して真面目に働いている人たちを突如襲い、大切な人を突然奪ってまいります。家族の心配は突然現実のものとなるのであります。

過労死が、近年、特に問題になっておりますが、1998年から13年連続で毎年3万人を超える労働者の皆さんが、自殺をしたり過労死で亡くなっております。相当数の自殺がこの中に含まれているのであります。

今や交通事故の死亡者、年間1万人を下回っておりますが、それをはるかに超える現実が、今の日本の中で起きているのは、我々もそうでありますし、皆さんも御存じだと思っておりますが、厚生労働省は、過労死、過労自殺の認定基準を作成して、一定の要件を満たした過労死、過労自殺を労働災害として認定をしているところであります。

最も労災請求がなされない事案は氷山の一角で、重い後遺障害が残った場合や自殺未遂も含めると、過労死、過労自殺の犠牲者は、それをプラスして、数万人に達すると考えられております。

また、過労死の認定基準とされている週40時間を超えて時間労働が1カ月100時間、または2カ月以上平均して80時間を超えて労働している人々は、数百万人と言われております。先日も新聞報道等で問題になって、国会でも問題になっておりましたが、外国人の労働力を受け入れるということで、さらにこの事案がふえるんで

はないだろうかというように私は危惧をしております。

そこで、過労死防止に向けた問題で、一番問題なのは、1番目に、現在、超過勤務及び労働基準法36条、いわゆる36協定違反は、岩出市においてはあるのかなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、有給消化率の向上のための対策、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、来年の2019年4月から労働基準法が改正になりまして、これに対する岩出市の方針はどのように構築をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の過労死防止についてのご質問の1点目、現行の超過勤務及び36条違反についてはどうかについてお答えいたします。

超過勤務時間についてですが、10月末現在で職員の累計は2万7,954時間となっております。36協定についてですが、平成30年度でクリーンセンターにおいて協定を超える時間外勤務をしている月が5月と9月の2カ月あります。これについては、今後、労使で改善に向け協議を行ってまいります。

ご質問の2点目、有給消化率の向上のための対策はどうかについてお答えいたします。

年休の切りかわりの際に、所属長に対し、年次有給休暇をとりやすい雰囲気醸成や環境整備に努めていただくとともに、所属内に積極的な取得の周知を依頼しているところであります。今後も職員の健康管理の観点からも、取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

3点目、労働基準法の改正に伴う岩出市の方針についてはどうかについてお答えいたします。

法律の改正で、年次有給休暇を5日以上取得しなければならないというふうになりました。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職員が年次有給休暇を5日以上取得するようにしてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 労働時間については、私は、基本的には週45時間、年間360時間を限度とするということがうたわれております。しかしながら、岩出市においては、今、

総務部長が答弁されたように、36協定もいまだに守ってない。これはどういうことなんでしょうかね。コンプライアンスそのものでも、いわゆる市行政として、最も法に従って仕事をすべきこの地方自治体が、このていたらく。私は、管理監督責任者の責任やと思っております。

この36協定違反をなくしていくという強い信念がない限り、労働違反を起こしていくということになるわけですから、この点については、今後、逐一チェックをしてまいります。行政のほうで事業主である地方自治体がそういうことのないようにやるべきであると。現に注意喚起をしておきたいと思えます。

それから、労働基準法の改正で、今、部長が言われた2019年、来年の4月から全ての企業において、年10日以上有給休暇を付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日について、使用者が時期を指定して取得させなければならないということになってきております。これは法ですから、必ず管理者が、年有給休暇を10日以上取得している職員の皆さんには、年5日有給休暇を取得させるという強い決意をここの場所で表明をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 ただいまの尾和議員の再質問に答えさせていただきます。

クリーンセンターで36協定の時間超過と言われておりますが、実は、これは平日、超過勤務違反というのは、5月、9月、平日の日に祝日がある月でございます。これにつきましては、労使協定の中で、法律では、週40時間を超えていなければ、月45時間の上限の算定に含まなくてもよいというふうに規定をされておりますが、協定の中で、一応含むという協定になっておりましたので、労使間の協定の言葉の間違いというか、そういうふうになっておりましたので、平成31年度においては、労使の協定を法律どおり、平日の休日は週45時間の上限の算定に含まないような協定に変更いたします。

現在、平成30年度につきましては、単に協定書において、祝日、休日の取り扱いの相違であるということになっておりますので、労働基準監督署において確認したところ、協定書を変更すれば、法律違反にならないという回答でございますので、そういうふうに平成31年度からはやらさせていただきます。

今、俗に言う過労死とか、世間で言われているブラック企業のような超過勤務の

実態では全くありませんので、それは強く言っておきます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

2019年4月からの労働基準法の改正に伴い、年次有給休暇5日を取得するという事になっているということで、それについて必ずするという決意表明をということでございました。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、法律上、年次有給休暇を5日以上取得しなければならないということに、来年4月からなりますので、当然のことながら、職員には5日以上、年次有給休暇を取得させるようにします。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 36協定というのは、年度初めに結んで、それを守るとというのが原則です。それに抵触しておるのは違反なんですよ。なるべく時間外労働を減らしていくという基本で、監督署に相談したら、抜け道はこうしたらいいですよという、そしたら違反になりませんという、こういうやり方じゃなくして、少なくとも長時間労働を減らしていくという基本に立って、45時間の360時間、これを守っていくという姿勢がないと、いつまでたっても超過勤務というのは減りませんから、その点を一言つけ加えておきたいと思えます。

それから、これは国会でも問題になったんですが、勤務間のインターバル制度、これについても、インターバル制度で、少なくとも9時間、24時間、9時間を休ませるという制度の実施がされようとしてきておりますので、ここも含めて、なるべく職員の皆さんが健康でいろんな病気にならないように、体制づくりをあわせて要請をしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの36協定の話なんですけども、これは確かに、今年度は、いわゆる平日の祝日について、これはクリーンセンターでは、協定で算定に含むということにいたしておりますので、いわゆる祝日が多い5月と、あと9月に協定違反ということに起因になりました。本来であれば、これは協定から外して、算定の際は外して協定を結ぶということもできるということでございます。

もし仮に、これがこのままいきますと、例えば、来年の5月に10連休が予定され

ておりますが、そういった場合はどのようにしても、それを守れなくなるようなこともございますので、そういった点で、今年度は、確かに労使交渉の協定ではそうなっておりますが、来年度はその部分を直すということで、単に超過勤務を容認するという、そういう考えでの協定の見直しではございません。

それと、職員の超過勤務についてですけれども、インターバルの話が出ておりましたが、現実的に、例えば、災害が起こった場合は、どうしても、市としては24時間体制でいく中で、それは職員の当番制とかを決めておりますので、過剰な超過勤務になるようなことはないように、そういうふうな体制も整えておりますので、そこは十分注意をしているということでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6項目めの質問をさせていただきます。

市庁舎の市民サービス向上に向けての問題点を上げさせていただきたいと思いません。

この課題は、いかに市民の皆さんが来庁して、スムーズに要件を済ませお帰りいただくかであります。市庁舎は最も求められるのが、利便性であると考えております。また、市職員の働く職場環境の改善や福利厚生的一面からも常に考えておくべき課題でもあります。私は、その点から考えて、以下9項目にわたって提案をしてみたいと思いません。

市長は、そんなこと言われなくても改善していると思われるかもしれませんが、以下の点を質問させていただきますので、市民目線で答弁をしていただきたいと思います。

まず第1点は、休憩室並びに男女の更衣室及び食堂室についてであります。

休憩室、それから男女の更衣室、現在ある岩出市役所庁舎内の更衣室というのは、女性に比べて、男性はあれが更衣室かなというような状況であります。それから、食堂もありましたが、食堂が管財室に変わりました、食堂がないという、この実態になっております。昼休み、市民の皆さんが窓口に来られて、職員の皆さんが自席で弁当を広げて食べておられる姿をよく見ますが、あんまりいいものではありません。市職員も必要な食堂において食事ができる、こういう環境をやっぱりつくっていくべきだと。福利厚生の一環として、基本的には考えております。

男女の更衣室、休憩室、これらについて市の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、2番目のトイレの問題であります。トイレの表示、北から入ったところのトイレの表示が見にくいという苦情を聞いております。トイレの表示、改善をすべきではないかというふうに思っています。

それから、不足状況についてですが、今まで南側にあったトイレが、市民の皆さんが使えないということで、現状では北から入ってきたところの男女のトイレしかないのが、1階の庁舎の現状であります。不特定多数の皆さんが市庁舎に来て、トイレがどこにあるのかというような状況は余り好ましくありませんし、やはり見やすいところにしていくと。不足の状況を考えますと、これからどんな状況で、市民の皆さんが災害時に来られるかもわかりません。そのことを考えますと、不足状況にはあるのではないかというように思っておりますので、これを改善する考えはないのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、緊急時、対応として、できたら一角に常備ヘルメットの完備を、全員にというわけにはいきませんが、少なくとも10個ぐらい、必要なところにヘルメットをかけておくと。いざというときには、それを市民の皆さん、自由に使ってくださいというような体制があってもいいのではないかというふうに思えます。これは海南市役所で完備をしているというのを聞いておりますので、これはいいことだなと。岩出市においても、そういう点ではヘルメットをすぐ使えるような状況にしておくことが求められると思えますので、それをお聞きをしたいと思えます。

それから、庁舎内の案内についてであります。北から入った正面のところ、平面図で表示をされております。それから、エレベーターのところにも表示がありますが、これは非常に、岩出市庁舎は継ぎはぎだらけで、迷路状態になっているということは、私もそうですし、私自身もいまだに迷うところがあるんですが、迷路をなくすために、市民の皆さんが、動線を書いて、入ったところから、その動線に従って自分の必要なところに行けるような表示を、これ早急にやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、5番目に、市三役、市長、副市長、教育長、市庁舎に現在おられるのか、出張中なのか、不在なのか、こういう表示をぜひ設けていただきたいと。今、各地方自治体では既にやっておりますので、岩出市においても表示をしておくべきではないかと考えておりますので、市の答弁を求めたいと思えます。

それから、6番目なんです。職場内の私物の持ち込み、あわせて不要な物の整理整頓、これ、私、先日、県庁のほうへ参りまして、県庁へ以前行ったら、廊下のところにロッカーを並べて非常に煩雑な状況になっていたんですが、この前行った

ら、きれいになっておりました。市町村課で聞いたら、全部整理したんだと。ああ、これいいですねというふうに思いました。通路は通路として確保しておく、これが大切だと思います。

岩出市庁舎においても、2階の総務から入った南側のところには、必要な物、必要でない物、これを区別して、長期に使わない物については倉庫に保管をする。通路をいざというときに自由に使えるような体制にしておくべきだと、そのように考えておりますので、この問題についてお聞きをしたいと思います。

それから、職場内の私物ですが、公の政党の新聞を勤務中に読んでいるということは、これはあってならないと私は思っております。自分の物は自宅で読むということが求められると思っておりますので、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、7番目に、南庁舎のAEDを配備をしておく必要があるのではないかと思えます。現在、北から入ったところに配備をしておりますが、先日、危機管理のほうにAEDどこに置いていますかと聞いたら、ええ、どこやったかなという職員がおられました。これではAEDの配備をどこにあるのか、危機管理課の担当者も知らない。南庁舎にありますかと聞いたら、南庁舎にはどうやったかなというような返事でした。これではAEDの配備の問題について、全体の共有した状況にはないのではないか。南庁舎においても距離がありますから、あそこにも1台設置をしておく、そういうことが求められる、私はそう考えておりますが、お聞きをしたいと思います。

それから、8番目に、自転車、単車の置き場、きょうもちょっと若干雨は降っておりますが、単車のサドルのところ、自転車のところ、雨ざらしになっているのが実態であります。市役所に来られる市民の皆さんは、我々から言いますと、市の職員から言いますと、お客さんであります。大手の量販店等では、自転車置き場、単車置き場というものを設けて、そういう施設をつくっておるわけですが、岩出市庁舎に来られる市民の皆さんにも、そういう雨よけひさしの設置を北から入ったところに必要な数を置けばいいのではないかというふうに考えますが、市の考えをお聞かせください。

最後になりますが、年明けしますと確定申告の時期になります。確定申告になりますと、駐車場は不足状況になろうと思うんですが、これに対する市の対応、どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の6番目、市庁舎のサービス向上についてお答えします。

まず1点目、休憩室、男女更衣室及び食堂室について、お答えいたします。

休憩室については、昨年度まで庁舎にあった食堂を廃止し、南庁舎2階に職員が休憩及び食事がとれるように新たに設置いたしました。また、男子更衣室については庁舎2階に、女子更衣室について庁舎1階にそれぞれ設けおります。庁内の配置については、執務スペースや通路、会議室など、包括的に考慮して決定をしております。

次に、2点目のトイレ表示及び不足状態についてにお答えいたします。

トイレの表示については、トイレ前に表示があるものの、通路等の見やすい位置には表示ができていないため、利便性も考慮し、今後検討してまいります。

なお、トイレの不足状況につきましては、南庁舎が新たに建設されたことに伴い、昨年度より1カ所増加していること、それと、現状でも市民の方々がトイレに並んでいるような状況も見受けられないことから、現在、トイレは不足していないと考えております。

次に、3点目の緊急時の対応として、常備ヘルメットの完備をについてお答えいたします。

地震等の緊急時は、被害を最小限にすることが第一と考えることから、平成28年度の地域防災訓練でシェークアウト訓練というのを行っております。シェークアウト訓練といいますのは、姿勢を低くして、頭を守り、動かない、こういった動作をとることにより命を守るものです。議員ご提案のヘルメットの配備も有用とは考えますが、すぐにどこに対応できるシェークアウト、これの普及を図ってまいりたいと考えてございます。したがって、現在、ヘルメットの配備というのは考えてございません。

次に、4点目の庁舎内について、いわゆる迷路対策としての動線の表示についてお答えいたします。

庁舎内の案内については、正面玄関前などわかりやすい位置に全体の案内図を設置し、少し入り組んだ箇所では適宜案内標識等を設置しております。また、市民課窓口及び福祉課前階段横には全体案内図を縮小した持ち運び可能なサイズのフロアマップも設置をしております。

今後も引き続きご利用いただきやすい庁舎となるよう環境整備に努めてまいります。

次に、5点目の市三役の在庁・不在の表示について、お答えいたします。

現在、三役の各執務室内には、在室・不在の表示を行っておりますので、新たな設置というのは考えてございません。

なお、訪問等に関しましては、お問い合わせいただければ、所管の窓口において確認をさせていただきます。

次に、6点目の職場内私物の持ち込み、不要な物の整理・整頓についてお答えいたします。

不要な物の整理・整頓については、ロッカーや収納棚を設置し、整理・整頓に努めておりますが、議員ご指摘のあったところについても、引き続き市民の通行の妨げとなるようなことがないように取り組んでまいります。

また、勤務時間中に政党の新聞を読んでいるというようなご指摘がございましたが、これについては勤務時間中にはそういったことのないよう取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、7点目の南庁舎にAEDの配備についてお答えいたします。

南庁舎にはAEDを配備しておりませんが、庁舎1階の正面玄関前にAEDを1台設置しております。南庁舎にもAEDの配備をということでございますが、距離的には、今のところ、それほど離れてもございませんので、対応できる範囲にAEDがあるということで、現在設置する予定はございません。

次に、8点目の自転車及び単車置き場に雨よけのひさしの設置をについてお答えいたします。

現在、正面玄関東側と守衛室前の駐輪場に雨よけがございます。東側駐輪場にはございませんが、現在の利用状況等から考えて、設置をするという予定はございません。

最後に、9点目の確定申告時の駐車場不足対策についてお答えいたします。

南庁舎を建設した際に、あわせて周辺の造成を行い、駐車場を拡張いたしました。それにより駐車区画が80区画増加しており、現在328区画あります。確定申告の受け付け期間中で、特に来庁者の多い日は、例年どおり、他の場所に駐車場を借りて対応する予定でございます。また、職員には公共交通機関を使用するなど周知し、車の乗り合わせ等、それを周知し、少しでも駐車スペースを確保できるように努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総務部長の全く誠意のない、ゼロ回答の答弁で、私はあいた口が塞がらないんですが、トイレの問題、これ、トイレの個数については、男子、最大で同時に就業する男性が60人以内に1個、男子小便が30人以内に1個、女子用便所が同時に就労する女性20人に1個というように基準はあるんですが、市役所というのは不特定多数の方が参られるわけですから、そういう点からいって、もっと弾力的に使いやすいトレイ、これを目指すべきではないかというふうに思います。

それから、トレイのところで、男子トイレに、今、乳幼児用おむつ交換台というのが、男子トイレにも必要ではないかと思うんですよね。男子で子供を抱えて来られる方もおられるわけですから、これについても検討をすべきではないかというふうに思います。

それから、更衣室なんですけど、あれが更衣室ですかね、部長、市長。全く更衣室としての役割を果たしてないんじゃないかなと思っております。女子の更衣室もそうなんですけど、スペースが小さくて、あそこで更衣室で着がえて業務に就労されているというのは何人おられるんでしょうか。男子の方は通勤で来て、更衣室で着がえて職務に入ると、そういうめり張りを持った、そのためにも更衣室の完備が必要なわけでありまして。そういう意味では、更衣室をもっと快適なものにすべきだということで提案をしているわけでありまして。

それから、ヘルメット、これはしないと。何でヘルメットをしないんかようわからんのですが、いざというときに少しでも災害を少なくすると、被害を少なくするためにも、私は最小限度の措置として置くべきだというふうに思いますので、再検討をすべきだと。

それから、庁舎内の案内ですね、これ迷路になっているということは、先ほども言いましたが、何で動線書けないんですか。その費用がもったないから動線を書かないんですか。庁舎から入って、ここへ行ったら市民課、ここへ行ったら年金課というふうに、それから南庁舎に行くのは、ここをずっと通って、あそこの教育委員会のところを通って行けば土木課、農業委員会、都市計画課へ行けますよというぐらゐの動線を表示するのに、何でそれこだわるんですか。

この費用について幾ら見積もったことがあるのかどうか。そんな何十万もする、何百万もするような要望じゃないと思うんですね。これはぜひ早期に動線を表示をすべきだというふうに思います。

それから、AEDの配備、考えがないと。全く何が自助・共助でしょうか。災害に対して万全を期す。そして、AEDで1人でも命が助かる。だから、北にあるか

ら、そんな距離で何百メートルも離れてないから南に置く必要性ないんだということと言われるんですが、より近くにあれば、より早く処置ができるわけですから、このAEDの買うのがもったいないというのであれば、私はそれにはくみすることができないわけでありまして、これについても検討をすべきだと。

それから、自転車・単車置き場ですね、これについても東から入ったところ、ぜひ2カ所とは言いませんから、1カ所ぐらい、3メートルぐらいのひさしを設けて、そんな何十万もかかる工事じゃありません。市民サービス向上に期すべきだというふうに思いますが、市の再度の答弁をお願いをいたします。

ゼロ回答で、何もやる気ないんですが、こういう中芝市政であるということは、市民の皆さんからどう思われるか。私は少しでも市民サービス、利便性の向上のために、あえて提案をしているわけですから、その1個でも2個でも実現をするという努力は、岩出市が持つべきだということを求めておきたいと思います。再度ご答弁ください。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

16時ちょうどから再開いたします。

休憩 (15時43分)

再開 (16時00分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、トイレの数についてですが、これについては労働安全衛生法の規定に基づく基準を現在満たしております。それと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、トイレが一般市民の方が来られて並んでいるというふうな状況も見られませんので、これについては不足がないというふうに考えてございます。

あと、おむつ交換台を男子トイレにもつける必要があるのではないかということですが、庁舎1階の多目的トイレにはおむつ台が設置されてございます。これは男子、女子、特に性別による使用を制限されているものでもございませんので、市民の方が来られて、男性の方がそういったおむつ台を使用するという場合は、そちらのほうをご利用していただければと思います。

更衣室の問題については、これについては、今現状の場所をすぐにどうこうとい

うことはできませんので、これはまた引き続き現状のまま、現時点では考えてございます。

あと、ヘルメットですけども、来庁者用のヘルメットについてということでございますが、10個ほどということでございます。市の庁舎につきましては、耐震の構造にしておることもございますし、市役所に訪れていて、どの場所で災害に遭うかというのもわからない中で、例えば、その10個をどこに置くかというようなこともございます。でありますので、先ほどの運動をお勧めしているところです。

あと、来庁者用ヘルメット、これにつきましては、ご質問がありましたので、9市に確認をしております。海南省においても、旧庁舎では設置をしていましたが、新たな新庁舎には来庁者用のヘルメットは配備していないという回答をいただいております。

それと、庁内内の案内で動線をなぜ書かないのかということでございます。これにつきましては、経費の問題ですらないという判断をしているわけではございません。来庁者の方が、確かに庁舎が複雑というご意見はいただいておりますので、できるだけその方の目線に入るようなところに表示をするようにという考えでしてございます。

それと、動線を引く場合、今度は動線の説明がどういうふうな形であるのかというのも非常に悩ましい問題もありますので、現在のところは動線ということは行っておりません。

それと、AEDのお話についてですが、南庁舎できているので、新たにそこにも1つ設置をというお話でございます。AEDの設置位置につきましては、これは心停止から5分以内に除細動可能な位置が望ましいということになってございます。したがって、現在の位置でも南館まではこの時間内に十分対応が可能であるというふうに考えてございます。

ひさしの件につきましては、おっしゃるように、来庁者へのサービスという面もございますが、現時点では、今のところつけているところで十分対応できているのではないかと考えてございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、今のところ、雨よけの設置というのは考えてございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市庁舎の市民サービス向上、こんなことね、私は議員があえて言うことじゃないんですよ。職員の皆さんで、これはこうしようと。こんなんしたら改善し

たらしいやないかという発想がないところに僕は問題あると思うんですよ。幹部の皆さんもそうですよ。市の職員も、これは市民サービスの一環として、こうしたらええんやないかと、こういう提案あるんやないかと。このようにしていこうという自発的な提案、発想というのが岩出市役所には現在ない。

私があえてこれ質問してもゼロ回答、全く市民の目線に立ってない。市民の立場に立ってない行政と言わざるを得ない。1つでも2つでも改善する意思はないということしかないんじゃないですか。あえて、そのことを申し上げておきます。これは答弁結構です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目、最後になりましたが、これは簡単な問題ですので、そんなに白熱した議論は必要ないと思うんですが、現在、森林環境税というのが、この岩出、和歌山県において、この税金は平成17年、名前は森林環境税ではないんですが、紀の国森づくり税として和歌山県において、日本で初めて条例化され、県民1人500円、法人へも課税して、現在、年収2億6,000万ぐらいが徴収されております。この用途については、私は否定するもんじゃありません。

森を再生して、次世代に引き継いでいく。こういう非常に森林環境の保全、自然環境を守っていくというこの趣旨については是とするものであります。今回、この税金が国において、これは森林環境税の全国導入として皆さんもご存じだと思うんですが、和歌山県を皮切りに、今現在、日本全国で、この統計は平成24年の資料なのでちょっと若干古いんですが、33都道府県で500円から1,000円、これに類する税金が賦課をされております。

今回、平成30年度の国の予算において、これを国において一律に徴収しようということで、森林環境税が徴収をされると。これは年額1,000円ということで時限立法ということであるんですが、環境税として平成36年度から課税しますよということになるらしいです。そうしますと、和歌山県民に対して500円と国の森林環境税として1,000円、1,500円が徴収され、市民の中から、懐から吸い上げられるということになるわけですが、私は、この際、和歌山県の紀の国森づくり税、これを時限立法でありますので、平成33年までに廃止をされると思うんですが、この件について、岩出市として、これが新しい森林環境税が創設されたときには、これを廃止をすべきだという提言を県のほうに上げていただきたいと、そのような趣旨で質問を

させていただきます。

それから、森林環境税とあわせて、この森林環境贈与税というのが、平成31年度から各市町村にお金が交付されます。それについて関連あるんですが、まず、先ほど申し上げました点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目の質問について、お答えいたします。

現行制度である紀の国森づくり税と、新たに創設される予定の森林環境税が二重取りになるのではというご質問ですが、県に問い合わせたところ、森林環境税とは税の目的が異なることから、県民の理解が得られるよう市とのすみ分けを検討し、重複しないよう運用していくとのことでした。

しかし、現時点では、紀の国森づくり税の延長については未定という回答をいただいております。県に対して、この廃止を求めるべきではないかというご意見でございますが、紀の国森づくり税は県税でございますので、県で検討・議論されるべきものであると考えております。

また、森林環境税とは税の使途、目的も異なるということから、二重課税とは言えないと考えます。今後の動向を注視してまいります。県に対して条例廃止の申し出というのは、市としては考えてございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長は二重取りやないかという、私はそういうことを言ってないんですよ。同じようなものを県民税として500円払い、国にも1,000円徴収されて、その金は来年度から森林環境贈与税として200億円ですか、経過措置として、平成34年度から平成35年は300億円、この金が各市町村でまたおりてくるわけですよ。そういうことを考えると、重複しているのではないかと。こういう税制そのものについては、やはり岩出市が声を上げて、市民の負担を少しでも減らしていくということで、そのおりた金を今までに使っていた経費に、事業に回すべきだという考え方でありますので、それについてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今のそれぞれの税の目的、使途ということでございますが、県の説明によれば、

紀の国森づくり税は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として導入されたもので、森林整備のみならず、森林環境教育や次代に残す森林保護など、県としてハード・ソフト両面から多面的な事業を行うために税を徴収しているということです。

一方、今回、導入の検討がされております森林環境、これは温室効果ガスの排出量削減目標の達成を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されることとなっており、市町村が、いわゆる森林の間伐整備などをする、そういう事業に充てる財源ということになってございます。

したがいまして、森林環境税の使用については、紀の国森づくり税のように使用できる財源ではないということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る11月30日開会以来、議員皆様方には、本日までの19日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってまいりましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、平成31年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成30年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時15分)